

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
日本ウェルネススポーツ大学

1

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1 |
| II. 沿革と現況 | 2 |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 | 4 |
| 基準 1. 使命・目的等 | 4 |
| 基準 2. 学生 | 10 |
| 基準 3. 教育課程 | 21 |
| 基準 4. 教員・職員 | 29 |
| 基準 5. 経営・管理と財務 | 42 |
| 基準 6. 内部質保証 | 48 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 | 51 |
| 基準 A. 地域連携と社会貢献 | 51 |
| V. 特記事項 | 55 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧 | 56 |
| VII. エビデンス集一覧 | 68 |
| エビデンス集（データ編）一覧 | 68 |
| エビデンス集（資料編）一覧 | 68 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神、大学の基本理念

日本ウェルネススポーツ大学（以下「本学」という。）の設置者である学校法人タイケン学園（以下「本学園」という。）は、「物事を科学する人材、グローバルな人材、質実剛健な人材」の育成を建学の精神・理念として平成9（1997）年に設立された。本学は、この精神・理念を大学レベルにおける体育・スポーツ系の人材育成において実現し、達成すべく平成23（2011）年10月に文部科学省の認可を受け、日本で初めての体育・スポーツ系通信教育課程の大学として本学を設置し、平成24（2012）年4月に開学した。

従って本学は、この建学の精神・理念を受け、「科学的な知見と堅実な志を持ってグローバルなスポーツの発展に資する人材の育成」を理念としている。

2. 大学の使命と目的

上記の理念を具体的なものとするために、本学は、スポーツの21世紀的発展とスポーツ需要の変容を見通し、これからのスポーツ発展の教育研究を中心とする「スポーツプロモーション学部スポーツプロモーション学科」を設置した。従って本学の使命は、「科学的な知見と堅実な志を持って、これからのスポーツプロモーションをグローバルに担う人材の育成」である。

本学は、この使命の達成を担う具体的な人材を、人々の主体的なスポーツ享受を豊かにするために多様な資源を調整したり、スポーツと地域社会の活性化とを連携したり、スポーツの発展とグローバルな課題の解決や持続的な成長を融合したりする等、スポーツの発展を他の分野や領域の発展に結びつけるようにコーディネートする意欲と能力を持つ「スポーツコーディネーター」として描き、その育成を目的とする。

3. 大学の個性と特色

本学の個性と特色の第一は、教育研究の中核を「スポーツプロモーション」としていることにある。約50近くにのぼる体育・スポーツ系学部の大半が「スポーツ健康科学部」等のアカデミックな視点からの教育研究組織であるのに対して、本学はスポーツ発展の変化に立った明確な実践的課題へ対応する人材育成の視点から、スポーツプロモーションに焦点化した教育研究を組織する学部学科であることにある。

第二の個性と特色は、具体的な人材育成の目的として、「スポーツコーディネーター」を標榜していることにある。これまでのスポーツの発展はコーチング能力を中核とする時期からマネジメント能力が加わった時期への展開として捉えられるが、これからの発展には、これに加えて新たな「コーディネート能力」が必要となる。本学はこうした認識に立ち、本邦で唯一の「スポーツコーディネーター」の育成を目的としている。

第三の個性と特色は、体育・スポーツ系大学では日本で初めての通信教育課程を設けた大学であることである。「誰でも、どこでも、いつでも」学べる生涯学習社会への転換に向けた変革が要請されている今日、キャリア形成に直接かかわる通信教育課程大学の設置・整備は極めて重要である。本学は、こうした時代の要請に対応し、競技しながら学ぶ「アスリート・スチューデント」を初め、働きながら学び、キャリアアップを望む「社会人学

生」等に対応する通信教育課程を有する大学であることを個性・特色とする。

第四の個性と特色は、急激な少子化という社会変化を受けて廃校となった教育資源を再活用する先行事例として、地域の協力を得て創設された大学であることである。本学は茨城県北相馬郡利根町の布川小学校と利根中学校の廃校を活用して設立された。そのため、大学の地域貢献や地域との交流等が極めて盛んであり、この面でも先行的な取り組みが行われている。

第五の個性と特色は、体育・スポーツ系であるにもかかわらず通信教育課程を有し、短期集中授業の一部を平日開設することによって、通学スタイルでの履修を可能にしていることにある。開学以来、運動部活動に熱心な学生が日常的に通学する現状を踏まえて、彼らのライフスタイルに対応するために短期集中授業の一部を平日開設することにした。こうして本学通信教育課程は、通信型と対面型を融合した特色ある履修方式を開発し、通信教育課程においても運動部活動は極めて活発であり、リオ五輪、東京五輪のメダリストやプロ野球選手等を輩出している。これも大きな個性・特色となっている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

| 年月 | 事項 |
|--------------------|-------------------------|
| 平成 9 (1997) 年 10 月 | 学校法人タイケン学園寄付行為認可 |
| 10 (1998) 年 4 月 | 日本ウェルネススポーツ専門学校開校 |
| 14 (2002) 年 4 月 | 日本ペットアンドアニマル専門学校開校 |
| 16 (2004) 年 4 月 | 日本ウェルネススポーツ専門学校新潟校開校 |
| 17 (2005) 年 4 月 | 日本ウェルネススポーツ専門学校広島校開校 |
| | 日本ウェルネス歯科衛生専門学校開校 |
| 18 (2006) 年 4 月 | 日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校開校 |
| 23 (2011) 年 10 月 | 日本ウェルネススポーツ大学設置認可 |
| 24 (2012) 年 4 月 | 日本ウェルネススポーツ大学開学 |
| 29 (2017) 年 4 月 | 日本グローバル専門学校開校 |
| 29 (2017) 年 11 月 | 日本ウェルネススポーツ大学通学課程設置認可 |
| 30 (2018) 年 4 月 | 日本ウェルネススポーツ大学通学課程開設 |
| | 日本ウェルネス長野高等学校開校 |
| 31 (2019) 年 4 月 | 日本グローバルビジネス専門学校開校 |
| 令和 2 (2020) 年 4 月 | 日本ウェルネス宮城高等学校開校 |
| 4 (2022) 年 4 月 | 日本ウェルネススポーツ大学通学課程収容定員変更 |
| | 日本ウェルネス高等学校開校 |

2. 本学の現況

・大学名

日本ウェルネススポーツ大学

・所在地

茨城県北相馬郡利根町布川 1377 (1号館)

茨城県北相馬郡利根町布川 1649 (2・3・4号館)

・学部構成

スポーツプロモーション学部スポーツプロモーション学科 (通学課程)

スポーツプロモーション学部スポーツプロモーション学科 (通信教育課程)

・学生数、教員数、職員数 (令和6(2024)年5月1日現在)

①学生数

(単位:人)

| 学 部 | 学 科 | 入学 定員 | 編入学 定員 | 収容 定員 | 在籍 学生数 |
|---------------|------------------------|----------|-----------|----------|-----------|
| スポーツプロモーション学部 | スポーツプロモーション学科 (通学課程) | 115 | 5 | 470 | 441 |
| スポーツプロモーション学部 | スポーツプロモーション学科 (通信教育課程) | 140 | 5 | 570 | 482 |
| 合計 | | 255 | 10 | 1,040 | 923 |

②教員数

(単位:人)

| 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 兼任講師 | 計 |
|----|-----|----|----|------|----|
| 15 | 6 | 4 | 0 | 31 | 56 |

③職員数 19人 (専任職員 19人)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「物事を科学する人材、グローバルな人材、質実剛健な人材」の養成という明文化された建学の精神・理念を受け、本学は「科学的な知見と堅実な志を持ってこれからのスポーツプロモーションをグローバルに担う人材の育成」を使命とし、その達成を担う「スポーツコーディネーター」の育成を目的とすることを明確に示している。

これは、毎年度学生に配布している学生ガイドブック、大学案内に明文化されているだけでなく、「スポーツプロモーション」という学部・学科名と「スポーツコーディネーター」の育成という教育目的に明示されている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は前項記載のとおりであり、簡潔明瞭である。特に「スポーツプロモーション」という固有の学部・学科名及び「スポーツコーディネーター」という固有の人材育成モデルは、極めて簡潔に本学の使命・目的及び教育目的を示している。

「本学の目的及び使命」

スポーツプロモーションに関する専門的な理論と実践を教育し、有用な人材を育成することで、広く社会に貢献することを目的とする。

「学部学科の目的」

スポーツプロモーション学部スポーツプロモーション学科

生涯学習におけるスポーツ実践、地域生活の特徴を活かした地域スポーツのデザイン、スポーツイベントのプロモーション、メディアスポーツのコーディネート、健康作りに向けたフィットネスデザイン、トップスポーツのマネジメント等を担うスポーツコーディネーターを養成することを目的とする。

「本学の教育目的」

生活・地域・社会をプロモートするスポーツのデザイン経営、政策立案能力開発を学ぶことによって、社会全体を見通す幅広い視点とマネジメント能力を習得し、問題を発見して解決できる実践力を有する人材の養成を目的とする。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の最大の個性・特色は「日本初の全日制と通信制を融合させたスポーツ大学」であり、また、「スポーツプロモーション」という固有の学部・学科名及び「スポーツコーディネーター」という固有の人材の育成をしていることである。それに対応するべく、通学課程と通信教育課程を設置していることなどが、毎年度学生に配布している学生ガイドブック、大学案内に明文化されている。

1-1-④ 変化への対応

「日本再生戦略」におけるスポーツの成長産業化の政策展開や第二期スポーツ基本計画の策定等によって、スポーツ推進の新しい方向性とそれに必要な人材として、「スポーツプロモーション」と「スポーツコーディネーター」がますます重要なコンセプトとして捉えられるようになって、本学の個性・特色に追い風となっている。しかし他方では、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をめぐって相変わらずのごたごたや不祥事が続き、スポーツ界におけるコーディネート能力の重要性が明らかになっている。

こうした新たな状況に対応して、平成 30 (2018) 年に通学課程の設置をしている。また、本学の個性・特色を再確認するとともにより鮮明に打ち出し、本学のブランドを広く訴求するために、電車内広告掲示等広報活動にも力を注いでいる。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

当初の見通しよりも高校新卒学生の入学が増大していくことに対応して、平成 30 (2018) 年には通学課程の設置をしている。

また、スポーツ基本計画の制定や運動部活動指導員の制度化などにより、スポーツプロモーション及びスポーツコーディネーターの概念は一般化してきているが、その社会的理解をさらに促進するために、啓発活動とともに有益な人材育成を一層推進する。

エビデンス（資料編）

【資料 1-1-1】日本ウェルネススポーツ大学学則（第 1 条）（第 5 条）

【資料 1-1-2】令和 6 年度学生ガイドブック（P.1）

【資料 1-1-3】日本ウェルネススポーツ大学 2025 年度大学案内（P.4）

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学は学長を副理事長が兼務しており、さらに教員 1 名が理事になっている。従って、大学の使命・目的及び教育目的は常に理事会に反映される体制をとっている。また本学の FD・SD は、テーマによっては本学園全体で取り組まれ、教職員一体で行われている。こうした営みの全体を通じて、本学の使命・目的及び教育目的は本学全教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的についてはホームページにおいて明示しているほか、大学案内等の広報活動を通じて広く学外に告知している。また、オープンキャンパス等を通して、より具体的に本学の使命・目的及び教育目的について告知している。

学内的には、新入生向けオリエンテーション（以下「フレッシュマン WEEK」という。）において、「本学園の歩み」や「スポーツプロモーションについて」の講話の機会を持っており、さらに式典等における学長の挨拶等でも、つねに本学の精神・理念、使命と目的について明確に示している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期的な計画の達成としては、まず高校新卒入学生の増大に対応するために平成 30（2018）年、新たに通学課程を設置することができた。さらに、建学の精神「1. 質実剛健な人材の養成、2. 物事を科学する人材の養成、3. グローバルな人材の養成」に基づく 5 か年計画 8 項目（2024～2028 年）に沿って、大学における展開方法を具現化して事業を進めるべく、特に項目 1,2 を除く 3,4,5,6,7,8 について鋭意検討中である。

1. 国内・海外需要に応じた学校の設置
2. 地域需要・社会需要に応じた保育園・認定こども園の設置
3. 変革に必要な教職員の資質向上教育の推進
4. 設置校における教育サービスの均等化
5. 学生のアイデンティティ醸成と旗艦モデルの連結推進
6. 強化指定運動部の強化推進
7. 共通の理念を持つ事業体との協業による事業創造
8. 50 年先を見越した新規事業創造

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的をよりシステム化した形で推進するために、ディプロマ・

ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

1) ディプロマ・ポリシー

スポーツライフスタイルからスポーツイベントに至る多様なスポーツ事象が持つ可能性を、健康や生きがい、地域活性化や社会的課題解決等への貢献に向けて、多様な要因や条件を連携し、よりよく発揮するようコーディネートする能力を身に着けた者に学位を授与する。

2) カリキュラム・ポリシー

設置の趣旨に基づき、共通科目、専門基礎科目、専門専攻科目に区分し、それを重層的に積み上げることによってスポーツコーディネート能力を開発するように構成される。共通科目によって学生の教養力を開発し、専門基礎科目によってそれを専門的能力に結びつけ、さらに専門専攻科目の履修によって応用力豊かな職業能力を伸ばすことを目的としている。

また、学びにリアリティを持つようにすることを重視し、理論的な学習だけでなく、現場経験に基づき、それを生かした具体的な内容を実践的に学べるようにすること重視し、実務系の教員の適切な任用に工夫を加えている。特に、専門専攻科目では、学生個人の諸経験を活かしながら、自分に合ったコースを選び、理論に裏付けられた実践的教育の成果を生み出せるように工夫している。

尚、科目区分ごとの詳細は以下の通り。

<共通科目>

共通科目は、大学教育の基礎を作り、プロモーションとコーディネーションの能力開発の基礎となるとともに、新たな自己発見の機会となるように、「自己開発系」、「コミュニケーション系」、「教養系」の3分野によって構成される。学生は、1・2年次の段階で、これらの3分野から自分に合った科目を選び、バランスよく履修することが奨励される。

<専門基礎科目>

専門基礎科目は、本学の使命・目的及び教育目的を具体化し、専門的な学びを集約する概念である「スポーツプロモーション」と「スポーツコーディネーション」の考え方・とらえ方を理解する科目を中核にして、その基礎となる専門科目を、科学の視点から課題を考える「応用課題系」と、課題から必要な科学的知見を考える「実践課題系」との二分野で構成する。学生は、1・2年次の段階で、本学の教育目的であるスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの概念を理解し、応用課題系と実践課題系の科目をバランスよく履修することによって、専門的な基礎的知見を具体的課題に生かすことを学ぶことが奨励される。

<専門専攻科目>

専門専攻科目は、スポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの具体的で実

実践的な能力を開発するために、より専門分化した「トップスポーツプロモーションコース」と「生涯スポーツコース」の2コースによって構成される。前者は、トップスポーツプロモーションとイベントスポーツプロモーションの2分野で、後者は生涯スポーツプロモーションとヘルスプロモーションの2分野で構成され、具体的・実践的な分野において求められるスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの知見を学ぶよう、それぞれに特講、演習の科目がデザインされている。学生は、3・4年次の段階で、自分の卒業後の活躍分野や将来計画に基づいてまずコースを選び、さらに自分に合った分野を絞りこみ、自分のスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの知見を磨き、深めるよう奨励される。

なお、共通科目においては、大学教育の基礎となり、プロモーションとコーディネーションの能力開発に関連する科目を、専門基礎科目においては、スポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの理解に不可欠な科目を、全員の履修が義務となる必修科目に指定している。また、学生の自主的・主体的な学びを重視する観点から、学生の個性と指向性に合った履修計画の作成を支援する履修ガイダンスにも尽力している。(開設授業科目、単位数、履修標準年次等のカリキュラムの詳細は【資料 1-2-6】日本ウェルネススポーツ大学学生ガイドブック(教育課程等の概要、別添1)参照)。

3) アドミッション・ポリシー

教育目標となる「ライフスタイルの多様化を背景にして、スポーツ享受の一層の多様化と高度化が予測される今日、主体的なスポーツ享受をその諸条件や諸要因の調整、その最適な組み合わせ、主体の意味に沿う有機的な統合等からプロモートするスポーツコーディネーターを養成する」を達成するため、アドミッション・ポリシーである「スポーツに強い関心を有し、将来、スポーツ教授の質的発展のため、これに関する学問の習得を目指したいと願っている者」、本学での教育において向上心を発揮し、学問を進めることができる者を選抜する。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

1-1に示した本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、本学はカリキュラム・ポリシーに従って、共通科目、専門基礎科目、専門専攻科目からなる教育研究を組織している。

共通科目では大学境域の基礎を培う教養系科目とともに、新たな自己発見の機会を提供する自己開発系科目、そして一般的なプロモーションとコーディネーションの能力と知見を広めるコミュニケーション系科目を組織している。

専門基礎科目では、本学の使命・目的及び教育目的であるスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの概念の理解を中心にして、それに関連する専門的基礎科目を、科学の視点から課題をとらえ考える応用課題系科目と課題の視点から科学的な知見を求める実践課題系科目とを組織し、両者の視点からスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの内容をとらえられるようにしている。

専門専攻科目は、より専門化したトップスポーツプロモーションと生涯スポーツプロモーションの2コースから構成され、前者にはトップスポーツプロモーションとイベントス

スポーツプロモーションの2分野が、後者には生涯スポーツプロモーションとヘルスプロモーションの2分野が組織されており、具体的で実践的なテーマとの関係においてスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの能力と知見の開発を担うように組織している。

こうして、本学の使命・目的及び教育目的を実現するように、本学の教育研究組織は、共通科目における広い視野の開発、専門基礎科目における専門的な学びのスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションへの方向付け、そして専門専攻科目における具体的・実践的なテーマに向けたスポーツプロモーションとスポーツコーディネーション能力の開発が、学年進行に伴って進むよう、カリキュラム・ポリシーに対応して編成されている。

なお、カリキュラム・ポリシーによる教育研究の組織化を中心にしながら、その円滑な展開を支援し、より高い成果を上げるために、学内に15の委員会を設置し、本学の使命・目的及び教育目的の達成に向けた大学運営に努力している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の全学園的な理解はかなり進んでいるが、大学と専門学校等のキャンパスがかなり離れていることから、大学と他の教育組織との日常的な交流が少なく、この面をより活性化する工夫が検討されている。また、本学の使命・目的及び教育目的であるスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションは、かなり普及してきた概念であるが、なお一般的な理解が深まるよう、一層の広報活動の活性化を図ることが必要である。

また、競技しながら学ぶ「アスリート・スチューデント」の成功モデルとして、東京五輪ゴルフ女子銀メダリスト稲見萌寧選手、リオ五輪バドミントン女子個人選手権銅メダリスト奥原希望選手が本学学生であったことを広く告知する等、本学の成果についての広報も重要になっている。

今後、学長のリーダーシップのもとに、こうした課題に向けたプロジェクト的取り組みを推進する。

エビデンス（資料編）

【資料 1-2-1】日本ウェルネススポーツ大学 2025 年度大学案内（P.4、13、14）

【資料 1-2-2】日本ウェルネススポーツ大学学則（第1条）（第5条）

【資料 1-2-3】2024 年度フレッシュマン WEEK 予定表

【資料 1-2-4】学校法人タイケン学園ホームページ（5 か年計画）

【資料 1-2-5】日本ウェルネススポーツ大学3つのポリシー

【資料 1-2-6】令和6年度学生ガイドブック（通学課程）（教育課程等の概要、別添1）

【資料 1-2-7】令和6年度学生ガイドブック（通信教育課程）（教育課程等の概要、別添1）

【資料 1-2-8】2024 年度委員会人員配置

【基準1の自己評価】

本学の「建学の精神」に基づいた使命・目的及び教育目的は「学部名」と「育成すべき

人材像」に簡潔かつ明瞭に明示されている。従って本学の「使命、目的及び教育目的の明確性」は確保されている。

また、本学の使命・目的及び教育目的は、そのまま大学の個性・特色としても明示され、法令にも適合し、かつ社会変化に対応するように検討する体制も取られていることから、本学の「使命、目的及び教育目的の適切性」は確保されている。

加えて、本学の使命・目的及び教育目的は、適切に学内外に周知され、役員、教職員の理解と支持を得ており、教育研究組織の構成との整合性も確認されている。また、本学の使命・目的及び教育目的の達成に向けた基本指針として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、明示していることから、本学の「使命・目的及び教育目的の有効性」は確保されている。

以上のことから、本学は「基準 1. 使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、アドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

「アドミッション・ポリシー」（再掲）

本学の教育目標は、「ライフスタイルの多様化を背景にして、スポーツ享受の一層の多様化と高度化が予測される今日、主体的なスポーツ享受をその諸条件や諸要因の調整、その最適な組み合わせ、主体の意味に沿う有機的な統合等からプロモートするスポーツコーディネーターを養成する」ことである。この目標を達成するため、本学のアドミッション・ポリシーとして「スポーツに強い関心を持ち、将来、スポーツ享受の質的発展のために、これに関する学問の習得を目指したいと考えている者」を掲げている。

本学では、このアドミッション・ポリシーに基づき、向上心を持って本学での教育に取り組み、学問を進めることができる者を入学者として受け入れる。

このアドミッション・ポリシーは、本学ホームページおよび入学試験要項に掲載し、本学への入学を希望する受験生やその保護者等多くの方々に公開し、周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜に係る実施方針については、大学設置基準第 2 条の 2 に基づき学則第 20 条、ならびに日本ウェルネススポーツ大学入学者選抜規程を定めている。選抜方法については、本学のアドミッション・ポリシーに沿って、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校推薦含

む)、一般選抜を実施している。

| 入試区分 | 入学者選抜方針 |
|---------|---|
| 総合型選抜 | エントリーシートに基づき書類審査、面接審査、プレゼンテーションを実施して、本学のアドミッション・ポリシーを十分に理解しているか。 スポーツ活動の実績、リーダー経験、将来性を総合的に判断する。 |
| 指定校推薦 | 高等学校との信頼関係に基づき、学校長が責任を持って推薦する生徒について、アドミッション・ポリシーに沿った質問による面接審査、書類審査、プレゼンテーションの総合評価により、本学学生として適性・資質を確認する。 |
| 学校推薦型選抜 | アドミッション・ポリシーに沿った質問による面接審査、書類審査、プレゼンテーションの総合評価により、本学学生として適性・資質を確認する。 |
| 一般選抜 | アドミッション・ポリシーに沿った質問による面接審査、書類審査、筆記試験の総合評価により、本学学生として適性・資質を確認する。 |

また、各入試区分において、複数の試験日程や試験会場を設定するなど、学生受け入れ方法を工夫し、受験しやすい環境づくりに努めている。さらに、「学校法人タイケン学園グループ内部進学応援制度」を導入し、本学園グループ内での内部進学者の獲得にも力を注いでいる。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去3年間の入学定員及び入学者数は、以下の通りである。

入学定員及び入学者数

| | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------|---------|-------|-------|-------|
| スポーツプロモーション学科 通学課程 | 入学定員(人) | 115 | 115 | 115 |
| | 入学者数(人) | 117 | 119 | 120 |
| | 充足率(%) | 102 | 103 | 104 |
| スポーツプロモーション学科 通信教育課程 | 入学定員(人) | 140 | 140 | 140 |
| | 入学者数(人) | 107 | 70 | 58 |
| | 充足率(%) | 75 | 50 | 41 |
| 大学合計 | 入学定員(人) | 255 | 255 | 255 |
| | 入学者数(人) | 224 | 189 | 178 |
| | 充足率(%) | 88 | 74 | 70 |

入学定員255人に対し、直近3年間の本学入学定員数は、上記の表のとおりである。通

学課程についての数値には、各スポーツ種目部活動の入学対象者に対しての広報活動を展開している結果であり、定員数を維持している。しかし通信教育課程においては、過去3年間で定員数を割ってしまった。この対策として、高校新卒生及び社会人に対し、南関東地区を中心として行ってきた学生募集活動を北関東も含めた関東全域に広げて強化すると同時に、全国からも徐々に学生が増えていることを考慮し、全国エリアでの広報活動を展開している。

また、本学を運営している学園グループが全国に設置している全日制、及び通信制高等学校、また専門学校において、教職員との連携を改めて深め、加えて取引企業や関連企業先についても、リカレントの必要性等を広報しながら、さらなる安定した学生確保に努めている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では、各入学者選抜の方法や時期を毎年見直し、受験方法や試験内容、入試日程の改善に努めている。具体的には、受験生にとって公平で受けやすい入試制度を構築するために、試験の種類や内容、日程の適正化を図り、多様な受験機会を提供している。

特に、高等学校訪問における本学職員の対応方法については、丁寧かつ分かりやすい説明を心掛け、受験生や保護者からの信頼を得ることを目指している。また、オープンキャンパスの内容や運営方法についても、学生を主体的に参加させる形で工夫している。例えば、在学生によるキャンパス案内や部活動体験会を実施し、受験生が実際の大学生活を具体的にイメージできるよう配慮している。

さらに、広報活動においては、ホームページを活用した情報発信を最重点課題として取り組んでいる。具体的には、受験生向けの専用ページを設け、入試情報や学内イベント情報を随時更新し、受験生が必要とする情報に迅速にアクセスできるようにしている。また、SNSや動画コンテンツを通じて、本学の魅力を広く発信し、受験生の関心を引きつけるよう努めている。

エビデンス（資料編）

【資料 2-1-1】 2025 年度入学試験要項 通学課程（P.2）

【資料 2-1-2】 2025 年度入学試験要項 通信教育課程（P.2）

【資料 2-1-3】 日本ウェルネススポーツ大学学則（第 20 条）

【資料 2-1-4】 日本ウェルネススポーツ大学入学者選抜規程

【資料 2-1-5】 学校法人タイケン学園グループ内部進学応援制度

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修及び授業支援については、教務委員会および学生委員会等が連携を取り合い協力し合い進めている。さらに委員構成の中に事務職員を含め、また、教務課・学生課と連携し、教員と事務職員が協働して学修及び授業支援を実施する体制をとっている。

新入生オリエンテーションについては、フレッシュマン WEEK を入学式後の 1 週間の期間を設定し、教職員、ならびに在学生在が協働して、大学生活における様々な支援や初学教育全般について実施している。

在学生向けには進級生ガイダンスを実施し、履修ガイダンスを中心に、就職ガイダンス、資格ガイダンス、奨学金ガイダンス等を実施している。

オフィスアワーについては、本学ホームページにて学生に広く周知し、学生の様々な疑問や相談に応えられるようにしている。

レポート作成補助については、レポート課題集を全学生に年度当初に配布し、レポート課題学習のための動機付けとしている。また、質問等についてはオフィスアワーや質問票の活用（郵送・FAX）、Eメール（インターネット）、電話対応等を活用して教職員で対応している。

中途退学者、留年者、休学者への対応については、専任教員と事務職員が連携し、そのフォローや個別対応等を実施し、退学理由の確認や留年の際の学修指導を行っている。

学生の懲戒処分に関しては、「日本ウェルネススポーツ大学学生懲戒規程」に基づき対応している。

全学で実施しているオフィスアワーでは、各指導教員が学生からの様々な相談に対応している。また、演習授業等の少人数教育の場が学生の意見等をくみあげる場ともなっている。また、FD 委員会主催の研修会で共通認識の醸成を図っている。こうした要望、意見は教務委員会、学生委員会に集約され、教授会で検討される仕組みができており、検討結果を踏まえて体制改善に反映している。また、教員の授業評価アンケート調査を行い、学生の意見等を汲み上げている。アンケート結果は各教員にフィードバックされ、授業改善に役立てている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA 等の活用については、本学では SA(Student Assistant)を活用し、フレッシュマン WEEK にて実施する履修登録個別相談において、教職員と履修について事前に打ち合わせをした優秀な在學生（主に 3・4 年生のボランティア）がアドバイスおよび書類作成の対応（補助）を行っている。また、本学独自の「大学版メンター制度」を採り入れ、課外活動（部活動）の先輩学生が新入生の大学生活の疑問に対しアドバイスを実施している。主として、授業科目の履修登録や授業内容については、各授業のシラバス等や自らの経験等を参考に新入生の不安を解消し、大学の授業制度への理解を図っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の教育目的を具現化するための基本方針として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成している。今後も、全学的な授業評価の実施や

教育効果の検証などを通して、教育課程、教育方法に対する形成的評価を実施し、本学の教育目的の実現をめざしていく。また、社会からの人材需要に対する教育目的や教育課程の適切性についても、絶えず検証する体制を構築していく。

エビデンス（資料編）

【資料 2-2-1】 令和 6 年度学生ガイドブック（通学課程）（P.15）

【資料 2-2-2】 令和 6 年度学生ガイドブック（通信教育課程）（P.23～25,163～）

【資料 2-2-3】 2024 年度フレッシュマン WEEK 予定表

【資料 2-2-4】 進級ガイダンスのご案内

【資料 2-2-5】 2024 年度オフィスアワー一覧

【資料 2-2-6】 日本ウェルネススポーツ大学学生懲戒規程

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

正課授業では関連科目を用意、入学時から学年次順に、「キャリア教育」、「キャリア開発論」「文章作成表現法」、「コンピュータ情報処理」、「思考力開発法」、「プレゼンテーション法」などを用意している。利根町と連携してスポーツプロモーション実習として町の中学校部活動やスポーツイベントの体験も実施している。

「キャリア支援委員会」が中心となり実施するキャリアセミナーは、新学期早々に 2, 3, 4 年生に就職ガイダンス、1 年生には学生委員会と連携したフレッシュマン WEEK の期間中に開催している。3 年生に就職セミナー（株式会社マイナビと連携）を実施する。年間を通して履歴書作成指導、面接指導等を定期的に複数回行い、キャリア教育のための支援体制を整備している。

就職・進学に対する相談・助言は事務局を窓口として受付、教職員・運動部指導者等が就職先の紹介・面接指導で適切に対応し、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

進路に関する資格取得、就職状況の分析調査は「キャリア支援委員会」、「キャリアセンター」、大学が連携し情報を適宜提供できる仕組みをより一層確立していく。

学生の意識調査、就職先の分析、企業アンケートなどの取り組みは、関連委員会と連携してさらに強化していく。

エビデンス（資料編）

【資料 2-3-1】 令和 6 年度学生ガイドブック（通学課程）（教育課程等の概要、別添 1）

【資料 2-3-2】 2023・2024 年キャリアセンター年間スケジュール表

【資料 2-3-3】 2024 年度フレッシュマン WEEK 予定表

【資料 2-3-4】 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ（キャリアサポート体制）

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活においては、学修、家族や友人との人間関係、人生観、経済的問題など、多種多様な悩みや葛藤があり、それらを一人で抱え込んで苦しんでしまう学生も少なくない。そうしたことの結果、学生生活の継続に困難をきたすなど、最悪の場合には退学などの深刻な事態にもつながりかねない。そこで、学生相談室や医務室などの日常的に相談できる場が必要となり、通常はまず事務局において男女のスタッフが窓口となって、相談担当者へ繋ぐ形で運用している。

学生からの学修上の悩みや相談は、日常の教員との交流やオフィスアワー、運動部活動では監督、コーチに直接伝達することができるようにしている。学生の教員評価アンケート調査の結果からも、積極的に要望などをくみ上げるようにしている。このように、学修上の相談や疑問点などは担当教員へ直接質問ができるだけでなく、質問票を用いて郵送（第 4 種郵便）や、FAX（大学事務局宛）さらには E メール（インターネット）で随時行うことができる体制をとっており、少なくない学生からの質問票が各教員に届いている。それらへの返答という形で、学生と教員とのコミュニケーションの促進にも大きな役割を果たしている。

経済的問題として、中核となるものは学費であると考えられるが、その額は他に比べて低く抑えられている。さらに奨学金を希望する者に対しては、日本学生支援機構の奨学金制度を活用するように指導している。また、本学独自のウェルネス奨励生制度を設定し、指定校推薦合格者の中から成績優秀な者を 8 名以内選考し、入学金の免除を行なっている。他には、日本政策金融公庫の学資融資制度の利用の指導、各種の教育ローン会社等との提携による学資融資希望者への指導もおこなっている。

学修以外に比重を置いているのが、課外活動としての運動部活動である。そこでは各運動部とも、G.M.、監督、コーチ等を配置し、複数の専任の職員が指導にあたっている。競技力、技術指導、礼儀作法、生活指導、就職支援、進路相談等多方面にわたって、日常的な関わりの中での相談・指導によって学生から信頼されている。文化系の研究会活動では、関連教員が指導に当たり研究活動、地域活動などから研究成果を学会発表し高い評価を受けている。

通信教育課程では、その特色を生かし、仕事、子育ての両立ができる社会人やスポーツ選手に受講しやすい土日集中型授業（短期集中スタイル）、平日の通学型授業（課程横断履修）の二本立ての開講形態を設定している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

これまで様々な要望や疑問、質問、相談など、学生から提示されることにはその都度対応してきた。こうした日々の積み重ねは、大学の環境を良くして行くために当然のことである。それらの要望や質問、意見などを集約して分析、検討して行くことだけでなく、これまで以上に今後は大学側が学生に対して積極的に働きかけて、意見などを吸い上げる活動を実施していく。また、これまで以上に相互に自由に意見を出し合い、より良い学修環境作りと大学づくりへ繋げるための場を設定していく。

エビデンス（資料編）

【資料 2-4-1】 学生相談室の利用について

【資料 2-4-2】 令和 6 年度学生ガイドブック（通学課程）（P.15）

【資料 2-4-3】 令和 6 年度学生ガイドブック（通信教育課程）（P.23～25）

【資料 2-4-4】 2025 年度入学試験要項 通学課程（P.5、6）

【資料 2-4-5】 2025 年度入学試験要項 通信教育課程（P.5、6）

【資料 2-4-6】 日本ウェルネススポーツ大学履修規程（第 20 条）

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

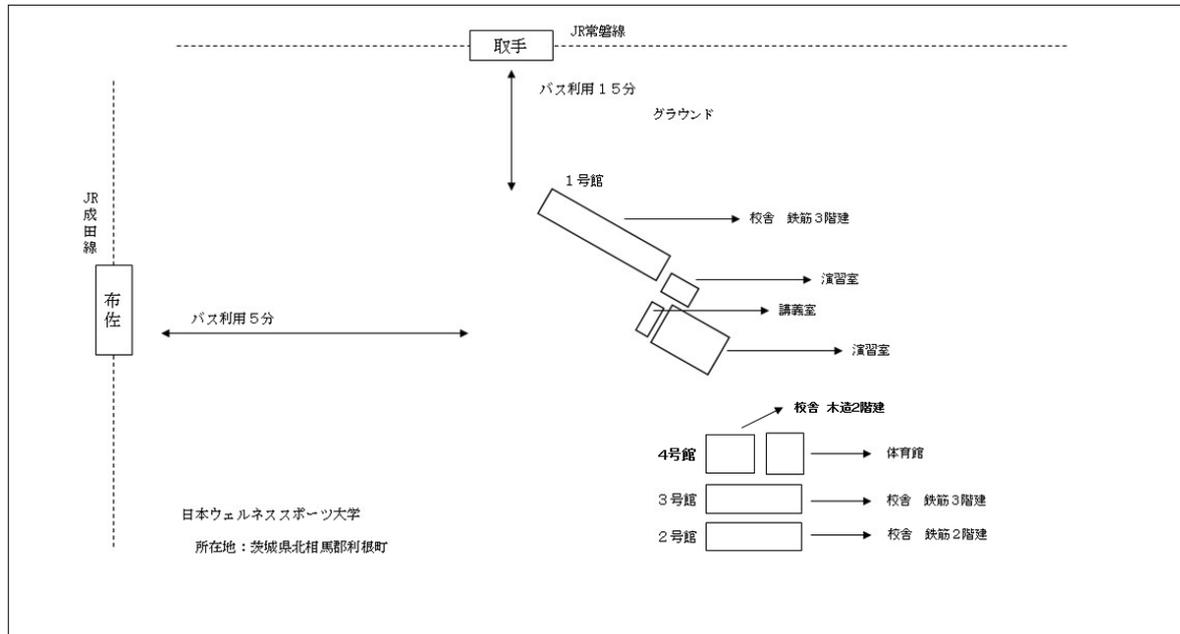
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学キャンパスは、1号館が茨城県北相馬郡利根町大字布川 1377 番に、1号館から徒歩 3 分の立地にある 2・3・4 号館は、茨城県相馬郡利根町大字布川 1649 に位置し、JR 成田線「布佐駅」から歩いて約 15 分のところにあり、東京、千葉からも比較的交通便利の地にある。

本学は、校地面積 36,592.69 m²、校舎面積 11,232.77 m²と、校地校舎は、十分な広さを有している。また、全室冷暖房設備を完備した、講義室 39 室、情報処理学習室（PC ルーム）3 室、研究室 21 室、演習室 6 室、ウェルネスホール（和室と洋室を組み合わせた学生のミーティングルームや地域交流の為のスペース、Wi-Fi 完備）、女子学生用パウダールーム、キャリアセンター（就職活動支援室）、運動場（グラウンド）、体育館、シミュレー

ジョンゴルフ室、管理関係施設（理事長室、学長室、会議室、事務室 等）、学生控室、学生食堂（アスリートレストラン）、医務室、図書館（書庫、閲覧室）等、教育環境は整備されている。

図 2-5-1 キャンパス全体図及びキャンパス付近図



2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 講義室・演習室

講義室は大小様々39室（56.8㎡～161.5㎡）あり、授業ごとの受講学生数に合わせて適宜時間割にて調整して使用している。また、演習室は6室（大演習室、中演習室、小演習室）あり、その内2室はトレーニングが実施できる演習室となっている。主に、学生の課外活動に使用しているが、地域の公開講座や地域におけるスポーツ・健康活動等にも使用している。

2) 体育館・運動場（グラウンド）

体育館と運動場（グラウンド）があり、主に学生の課外活動および演習授業で使用している。

3) 情報処理学習室（PCルーム：常時使用可能なPCを40台完備）

情報処理学習室は3室あり、授業としても使用しているが、学生のレポート作成、資格や奨学金の申請、自己学習時の資料等検索にも随時使用することができる。また、備え付けのPC全てにインターネット環境を整備している。

4) 学生食堂（アスリートレストラン）

学生食堂（アスリートレストラン）は、講義室に隣接し、利用しやすい場所にある。食堂の運營業務は、地域人材を活用した雇用、地産地消を意識した栄養面、価格面で学生の要望に応えられるよう努力している。よって、地域の方が手作りした、低価格で高品質、ボリューム満点のメニューを提供しており、栄養バランスも考えて作られているので、寮生活や一人暮らし学生の健康管理の為、強い味方になっている。座席数は41席で、昼食時

等には、多くの学生や教職員の利用で賑わい、コミュニケーションの場ともなっている。

5) 図書館

図書館は、教員の教育と研究活動及び学生の学修を支援し、本学の特色であるスポーツ関連に即した各種資料の収集と整理を行っている。

面積は 244 m²あり、閲覧座席数は 79 席を用意している。蔵書数は、一般図書（共通教養関連）：8,799 冊、専門図書（スポーツ関連）：2,139 冊、洋書：450 冊、寄贈図書：7,590 冊、総管理図書数：18,978 冊、使用時間は平日の 10 時～17 時となっている。利用促進のため、図書検索用 PC を入り口正面に配置。本学ホームページ内「学生ポータルサイト」を利用し、図書館利用について学生に周知している。また、教職員宛のメールや教授会においても授業での図書館利用を呼びかけ、図書館の利用促進を図っている。

6) 運営・管理

校地・校舎及び各施設・設備の安全性・利便性等の維持・向上を図るため、学校管理課において適切に運営・管理している。また、清掃業務等の一部を外部業者に委託し、日々の衛生管理にも努めている。

電気設備定期点検電気設備定期点検等については外部業者に委託し、定期的に点検を行っている。また、消防法法定点検についても、外部業者委託により定期的実施している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学の設置・運営等に関する法令を遵守し、施設・設備の耐震化(耐震化率:令和 6(2024)年 4 月 1 日現在 100%)や校舎出入口のバリアフリー化(車椅子でも出入りしやすいスロープ設置)、エレベーターの設置といった設備・施設の安全性・利便性の確保については、計画に従い進められ、人権、安全に配慮している。また、設備・施設に対する学生の意見を事務局にてくみ上げ改善していく体制も整えられている。加えて、「障がい者スポーツ」の授業において、実際に車椅子を使用した施設内の移動、アイマスクを装着しての歩行補助体験により、受講学生自身が大学施設のバリアフリーに関心を持ち、改善していく取り組みも実施されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義室 35 室の収容定員は、小講義室 26 人～大講義室 144 人と様々あり、毎年の履修学生数に応じて使用する講義室を適宜調整し、授業を行う学生数の適切な管理に努めている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、閉校した旧利根中学校と旧布川小学校の校地・校舎等を利活用して大学の教育・研究体制に合わせて整備し有効活用していることもあり、今後も定期的な設備管理と清掃管理を徹底していくこととする。

エビデンス（資料編）

【資料 2-5-1】日本ウェルネススポーツ大学ホームページ（交通アクセス、施設紹介）

【資料 2-5-2】図書館利用案内

【資料 2-5-3】建物の耐震化率

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修及び授業支援については、教務委員会と学生委員会がコラボレーションし、日常的に情報を共有しつつ定期的に合同会議を開催し、基本的な情報を共有するようにしている。また、教務委員会と学生委員会には事務職員を含め、教務課や学生課とも連携して教員だけでなく事務職員とも連携しつつ学修及び授業についての支援を行っている。

日常的には、TA 等の活用として、上級生による履修登録個別相談やより具体的なこととして、必要に応じてレポート作成の相談や援助などを行っている。さらに、質問等があった場合には、オフィスアワーでの直接の相談だけでなくテンプレート化したフォーマットでの質問票を、郵送やファックス、E メール添付で直接大学に送付し、教員から適切な返答を行う体制が確立している。

こうした日常的な活動で得た学生の意見・要望を分析し、それらをもとにしてフレッシュマン WEEK など、予防的な措置として適切な指導とガイダンスを行なっている。フレッシュマン WEEK は、入学式後の 1 週間の期間を設定し、教職員だけでなく先輩として在学生からも、大学生活における学修と授業についてのアドバイスを行なっている。あわせて在学生向けにも、年度はじめに履修や就職、資格、奨学金などについてのガイダンス等を実施している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活については、学生委員会が中心となり教務委員会、教務課、学生課と連携して、学生の意見や要望の把握分析をおこなっている。その結果を踏まえて、教授会で教員全体での共有化を図るとともに、支援体制の構築と修正をおこなっている。

心身の健康相談については、学生委員会の中に学生相談室を設置し、臨床心理士の資格を有する経験豊富な教員と授業担当の教員がチームを組んで、適切に対処する体制をとっている。受付の窓口は事務局となっており、随時相談を受け付ける体制が整っている。このことで、学生の心身に関する健康相談のみならず経済的な支援についてのニーズも拾い上げるようにしている。もちろん、これらのことは日常の授業や部活動を通して、教員や指導者、コーチなどが直接対応することはいうまでもない。ただ、より深刻な事態や、身

近な教員や指導者等ではなく、やや距離を置いた形で第三者的な立場での相談・援助が必要な事態もありうる。そうした場合に、学生相談室の役割が発揮されている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握については、日常の授業を通じた教員や部活動の指導者やコーチなどとの関わりの中で実施されている。オフィスアワーの活用や学生相談室の活用も有効となっている。学修環境に関する学生の意見・要望は多様多岐に渡っており、上記の教員や指導者等以外に、常時直接学生と関わりを持ちうる教務課・学生課などの事務職員に課題が持ち込まれることも少なくない。そうした意味で、教務委員会や学生委員会には事務局職員が委員として配置されており、そこで学生からの意見・要望が共有されるようになってきている。そうすることで、学修環境に関する学生の意見・要望をより具体的に把握・分析することができ、直接的に検討結果について事務局が対応することができる体制となっている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望は、学修支援、心身の健康相談、経済的な支援、学修環境についてなど、多様多岐にわたるものである。これらの意見・要望を確実にキャッチし、それら分析した上での確に対応、活用して行くことは、大学としての基本的な存在意義にも関わる重要な事柄であると考え、これまでも教員だけでなく事務職員、部活動の指導者など、学生と関わりを持つすべての職員で問題を共有し対応してきた。こうした流れを、さらに改善・向上させて行くためには、これまで同様に教務委員会・学生委員会での教員と事務職員の協働だけでなく、部活動の指導者等も含めて大学全体で課題を共有化できる体制づくりをしていく。

エビデンス（資料編）

【資料 2-6-1】2024 年度フレッシュマン WEEK 予定表

【資料 2-6-2】進級ガイダンスのご案内

【資料 2-6-3】【全学生】学生相談（学生相談室・オフィスアワーの利用、その他）について（学生ポータルサイト掲載資料）

【基準 2 の自己評価】

本学の学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーに基づいて、多様な学生を受け入れるべく、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校推薦含む）、一般選抜を実施することによって対応している。また、それぞれ複数の試験日程や試験会場を設定するなどの工夫を行い、受験生の利便を図っている。なお、本学園グループ校である高等学校や専門学校とさらに連携を深め、内部進学者も増やす工夫を行い、定員を維持できる様々な方策を講じている。加えて、SNS や動画コンテンツを通じて、本学の魅力を広く発信し、受験生の関心を引きつけるよう広報活動の工夫に力を入れている。

学生対応等については、全教職員が共に学生を支援できる体制になっており、授業支援体制、学生生活支援体制ともに充実している。単位認定や卒業認定については学則に従っ

て厳正に行っており、学生には単位認定方法や、修得単位数について授業担当教員や職員が丁寧に指導している。

キャリア支援については、教育課程内には関連科目が用意されており、キャリアガイダンスや就職支援については、本校のキャリア支援委員会が中心となり、キャリアセンター職員との連携により、きめ細かな支援がなされ、学生への指導体制が整っている。

学生生活を安定させるため、学生相談室のみならず大学教職員および部活動の指導者とも連携した対応を行っている。また、経済的な支援においては、学内外の奨学金制度などを活用して対応している。

学修環境は適切に整備されており常にその維持向上に努めている。また、図書館やアスリートレストラン、運動部の活動のための施設・設備なども整備され、バリアフリー化への取り組みも実施されている。

学生の多様多岐にわたる意見・要望・相談などを幅広く確実にキャッチし、的確に対応、活用していくため、教職員および部活動の指導者などとも連携した対応を行っている。

以上のことから、本学は「基準 2. 学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

「本学の教育目的」（再掲）

生活・地域・社会をプロモートするスポーツのデザイン経営、政策立案能力開発を学ぶことによって、社会全体を見通す幅広い視点とマネジメント能力を習得し、問題を発見して解決できる実践力を有する人材の養成を目的とする。

「ディプロマ・ポリシー」（再掲）

スポーツライフスタイルからスポーツイベントに至る多様なスポーツ事象が持つ可能性を、健康や生きがい、地域活性化や社会的課題解決等への貢献に向けて、多様な要因や条件を連携し、よりよく発揮するようコーディネートする者。

これらについて、ホームページにおいて明示しているほか、大学案内等の広報活動を通じて広く学外に告知している。また、オープンキャンパスなどを通して、より具体的に本学の使命・目的及び教育目的について告知している。

学内的には、毎年のオリエンテーションにおいて、「本学園の歩み」や「スポーツプロモーションについて」の講話の機会を持っており、また毎年学生に配布する学生ガイドブッ

クにも示し周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

学部の単位認定、進級要件及び卒業要件等は、本学学則、学生ガイドブックに明確に定められており、厳正に適用・運用されている。この規定に基づき教授会が、学部における単位認定、進級及び卒業・修了について審議を行い、学長に意見を述べ、学長はこれを聴き、単位等の認定ないし決定を行っている。

1) 単位認定基準

本学学則の定めに基づき、出席状況、平素の学修成績、レポート課題、試験の成績等を総合して成績評価を行う。

成績評価は厳格性を確保し、当該基準にしたがって適切に行う。厳格な成績評価とは厳しい点数を付けなければならないというものではなく、当該基準に基づいて適切に行うことである。大学における教育は序列化や競争的環境を促進するだけでなく、学生がある基準以上の学修内容を修得することを目的とするため、成績は「優、良、可」の3段階を合格、「不可」を不合格とする絶対評価方式とする。

成績評価は学修内容の理解に関する試験評価によるだけでなく、授業出席や学修態度についても一定程度配慮する。また、教員は、担当の開設科目ごとに成績評価基準を明示し、その基準に基づいた成績評価を行う。成績評価基準については、以下の通りである。

<主な成績評価基準> (学生ガイドブックより抜粋) 通学課程

主な成績評価基準は、学習内容の理解に関する試験評価、授業出席、学習態度などです。単位認定に必要な授業出席率は8割以上であり、授業出席率を満たし、かつ単位認定試験等に合格すると単位が認定されます。

ただし、授業出席率が8割に満たない場合は、単位認定試験を受験することが出来ませんので注意してください。

尚、科目ごとの成績評価基準の詳細は、各科目のシラバスを参照してください。

<主な成績評価基準> (学生ガイドブックより抜粋) 通信教育課程

| | |
|---|---|
| 1 | 授業で扱った内容の代表的な概念・定義について理解しているか。 |
| 2 | 授業で扱った内容を偏ることなく、まんべんなく理解しているか。 |
| 3 | レポート課題では自らの経験によるオリジナルな視点が含まれているか。 |
| 4 | レポート課題では成功イメージが含まれているか。 |
| 5 | 複数回の試験を行う科目では、試験ごとに均等のポイント配分とする。学期を通じての継続的な努力が反映される方法とする。 |
| 6 | 単位取得の合格基準(優・良・可)のボーダーライン上にある者は、面接授業の受講態度を加味して評価する。 |

授業形態ごとの成績評価基準

| | |
|----------------------|----------------------------------|
| 印刷教材による授業 | レポート課題 60%、単位認定試験 40% |
| 面接による授業 | 面接授業の出席率60%、単位認定試験40% |
| 印刷教材と面接授業を組み合わせさせた授業 | 面接授業の出席率30%、レポート課題30%、単位認定試験 40% |

2) 進級の要件

大学における勉学は、何よりも自主的・主体的であることを旨とすることから、本学では、3年次までの学修状況については特定の条件を設けないが、学修計画を順調に進めるために、学業の完成を迎える4年次への進級には3年次までに84単位以上を取得することを進級の要件としている。この要件については、学生ガイドブックにて明確化し、周知徹底している。

3) 卒業認定基準

本学部のディプロマ・ポリシーに基づき審査し、必要な要件を満たした者に対し、本学学則に基づき教授会で審議し、学長が卒業を認定する。

本学の卒業要件単位数は、124単位である。

また、安易な履修登録を予防し、熱心に取り組む環境を構築するために年間の履修登録の上限を40単位とする。ただし、編入学生は46単位とする。

科目区分ごとの卒業要件単位数の詳細は、次の通りである。

<科目区分ごとの必要な単位数> (学生ガイドブックより抜粋) 通学課程

| 区 分 | 卒 業 要 件 |
|--------|---|
| 共通科目 | 必修10単位を含めて、40単位以上を修得 |
| 専門基礎科目 | 必修16単位を含めて、40単位以上を修得 |
| 専門専攻科目 | 専攻するコース科目から必修科目4科目(8単位)を含む24単位以上、それ以外のコースから16単位以上修得 |
| 計 | 124単位以上を修得 |

<科目区分ごとの必要な単位数> (学生ガイドブックより抜粋) 通信教育課程

| 区 分 | 卒 業 要 件 |
|--------|--------------------------------------|
| 共通科目 | 必修10単位を含めて、40単位以上を修得 |
| 専門基礎科目 | 必修8単位を含めて、40単位以上を修得 |
| 専門専攻科目 | 専攻するコース科目から24単位以上、それ以外のコースから16単位以上修得 |
| 計 | 124単位以上を修得 |

この要件についても、学生ガイドブックにて明確化し、周知徹底している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定や卒業認定については学則に従って厳正に行っており、学生には単位認定方法や、修得単位数について授業担当教員や職員が丁寧に指導している。

これらの基準に対して学位認定審査会、進級審査会が開かれ判断、審査している。また、上記審査会の結果に対して、教授会において、教育課程、学生の入退学、学生の試験も含め、単位認定、進級、卒業等に関する重要事項等が適切に行われているかを審議されることとなっている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

履修登録から単位認定までの過程において、引き続き厳正な単位認定と進級・卒業判定を行っていく。留年者を含めた成績不良者に対しては、指導教員等との三者面談を含めた修学指導を徹底し、指導を強化していくものとする。更に授業科目の成績評価については、GPA(Grade Point Average)制度を適用し、厳格な成績評価を行うことで、指導教員による学生指導や奨学生の認定、学生の表彰に用いるのに加え、成績不良者に対する指導時の資料として活用することとする。

エビデンス（資料編）

【資料 3-1-1】 日本ウェルネススポーツ大学 2025 年度大学案内（P.4）

【資料 3-1-2】 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ（スポーツ発展への新しい概念
スポーツプロモーションとは）

【資料 3-1-3】 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）

【資料 3-1-4】 令和 6 年度学生ガイドブック（表紙次頁、P.1）

【資料 3-1-5】 日本ウェルネススポーツ大学学則（第 29～32 条）

【資料 3-1-6】 令和 6 年度学生ガイドブック（通学課程）（P.7、8、10）

【資料 3-1-7】 令和 6 年度学生ガイドブック（通信教育課程）（P.7、8、10）

【資料 3-1-8】 日本ウェルネススポーツ大学 G P A 制度に関する規程

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「カリキュラム・ポリシー」（再掲）

設置の趣旨に基づき、共通科目、専門基礎科目、専門専攻科目に区分し、それを重層的

に積み上げることによってスポーツコーディネート能力を開発するように構成される。共通科目によって学生の教養力を開発し、専門基礎科目によってそれを専門的能力に結びつけ、さらに専門専攻科目の履修によって応用力豊かな職業能力を伸ばすことを目的としている。

また、学びにリアリティを持つようにすることを重視し、理論的な学習だけでなく、現場経験に基づき、それを生かした具体的な内容を実践的に学べるようにすること重視し、実務系の教員の適切な任用に工夫を加えている。特に、専門専攻科目では、学生個人の諸経験を活かしながら、自分に合ったコースを選び、理論に裏付けられた実践的教育の成果を生み出せるように工夫している。

このカリキュラム・ポリシーは、スポーツプロモーション学部において適切に定められており、本学ホームページで明示している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は本学のディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーに従って、共通科目、専門基礎科目、専門専攻科目からなる教育課程を編成している。

共通科目では大学境域の基礎を培う教養系科目とともに、新たな自己発見の機会を提供する自己開発系科目、そして一般的なプロモーションとコーディネーションの能力と知見を広めるコミュニケーション系科目を組織している。

専門基礎科目では、本学の使命・目的及び教育目的であるスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの概念の理解を中心にして、それに関連する専門的基礎科目を、科学の視点から課題をとらえ考える応用課題系科目と課題の視点から科学的な知見を求める実践課題系科目とを組織し、両者の視点からスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの内容をとらえられるようにしている。

専門専攻科目は、より専門化したトップスポーツプロモーションと生涯スポーツの2コースから構成され、前者にはトップスポーツプロモーションとイベントスポーツプロモーションの2分野が、後者には生涯スポーツプロモーションとヘルスプロモーションの2分野が組織されており、具体的で実践的なテーマとの関係においてスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションの能力と知見の開発を担うように組織している。

こうして、本学のディプロマ・ポリシーを実現するように、本学の教育課程は、共通科目における広い視野の開発、専門基礎科目における専門的な学びのスポーツプロモーションとスポーツコーディネーションへの方向付け、そして専門専攻科目における具体的・実践的なテーマに向けたスポーツプロモーションとスポーツコーディネーション能力の開発が、学年進行に伴って進むよう、カリキュラム・ポリシーに対応して編成されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程編成は、共通科目、専門基礎科目、専門専攻科目に区分され、それを重層的に積み上げることによってスポーツコーディネート能力を開発するように構成される。

共通科目によって学生の教養力を開発し、専門基礎科目によってそれを専門的能力に結びつけ、さらに専門専攻科目の履修によって応用力豊かな職業能力を伸ばすことを目的と

している。また、学びにリアリティを持つようにすることを重視し、理論的な学習だけでなく、現場経験に基づき、それを生かした具体的な内容を実践的に学べるようにすること重視し、実務系の教員の適切な任用に工夫を加えている。特に、専門専攻科目では、運動部活動等の学生個人の諸経験を活かしながら、自分に合ったコースを選び、理論に裏付けられた実践的教育の成果を生み出せるように工夫している。

共通科目では、大学教育を行う上での基礎となる幅広い知識や教養を身に付けるための科目を設置した。豊かな人間性を育むためのコミュニケーション能力の習得に重きを置き、学生が自ら積極的に物事に取り組む意思や能力を持てるように教育する。そのため、共通科目に自己能力の開発に関わる「自己開発系」、コミュニケーション能力の開発に関わる「コミュニケーション系」、広く基礎教養を習得する「教養系」の3分野を設置し、いわゆる教養学習が漠然としたものにならず、科目履修の目的が明確になるよう体系的な編成を工夫している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育としての共通科目において、特に以下の科目は、スポーツコーディネーターとして必要な実践的な知識と技術を学ぶ基礎科目として設置した。また、これらの科目においては、引用や参照の仕方を含めた研究倫理教育の内容を含んでいる。

「文章作成・表現法Ⅰ」、「文章作成・表現法Ⅱ」、「コンピュータ情報処理Ⅰ」、「コンピュータ情報処理Ⅱ」、「情報セキュリティ」、「プレゼンテーション法」、「問題解決力開発法」、「思考力開発法」、「メディアリテラシー」、「現代社会とコミュニケーション」

なお、以下の科目は、専攻に関わらず、多様な視点から専門分野に取り組むことを可能にするための基礎教養である。また、これらの科目は18歳選挙権取得に対応する民主主義教育を取り扱うこととしている。

「政治学Ⅰ」、「政治学Ⅱ」、「社会学」、「政策科学」、「経済学」、「経営学」、「文学」、「法学Ⅰ」、「法学Ⅱ」、「哲学」、「倫理学」

先のスポーツコーディネーターとして必要な実践的技術と知識に関わる科目の履修と、こうした基礎的な教養的な共通科目の履修を連携することにより、幅広い応用力の開発が可能となると考える。

また、本学では「社会的・職業的自立に関する指導」（キャリアガイダンス）及び幅広い職業意識の形成に着目した科目として、共通科目に以下の科目を開設している。

「プレゼンテーション法」、「キャリア教育」、「キャリア開発論Ⅰ」、「キャリア開発論Ⅱ」、「キャリア開発論Ⅲ」、「問題解決力開発法」、「思考力開発法」

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

専門基礎科目では、スポーツの諸問題に多角的視点からアプローチすることを学ぶが、これからのスポーツプロモーションをコーディネーションの視点からサポートするために

は何が必要なのかを自分の課題として考えて学習を進めるように履修ガイダンスを行う。これによって学生が、自分のスポーツ経験等をより広い視点でとらえ、自己経験と学問・科学の学習との有機的な関係性を持てるように工夫、開発している。

また専門基礎科目は、多様な概論を基礎に置くことにより、スポーツプロモーションの理念を幅広い視点から理解するようにしている。そして、スポーツコーディネーターとしてスポーツにおける需給のミスマッチを防ぎ、スポーツ享受主体である市民や地域住民の個別的な生活条件に応じたスポーツ享受をサポートするために、スポーツ条件、時間や仲間、場所や指導者、プログラムや施設設備などをコーディネートするとともに、地域生活と社会のエンパワーメントに貢献できる総合的、専門的な視点を身に付けることを目的としている。また、専門基礎科目は、スポーツコーディネーション活動を課題に方向付ける「実践課題系」と、具体的なスポーツコーディネーション活動に関わる「応用課題系」の二つの領域に区分して科目を開設し、両方の履修によって領域をつなぎ合わせる総合力を養うことを特色として実施している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、教育目的に沿って単位制度の実質化に向けた取り組みが確実に行われ、効果を挙げているのかを検証するとともに、変化しつづける社会環境を見すえ、人材養成の目的、教育研究上の目的に十分に即しているか、不断の点検・改善を行っていく。

エビデンス（資料編）

【資料 3-2-1】 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）

【資料 3-2-2】 カリキュラムマップ・履修モデル

【資料 3-2-3】 令和 6 年度学生ガイドブック（通学課程）（教育課程等の概要、別添 1）

【資料 3-2-4】 令和 6 年度学生ガイドブック（通信教育課程）（教育課程等の概要、別添 1）

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、開学当時から教育の評価並びに学生の学修成果や学修状況を把握するため、教員の授業評価のアンケート調査を実施している。

調査の目的は、

- ・ 学生の学修成果の客観的評価の目安とする
- ・ 教員の授業改善の契機とする

- ・ 学生自身の授業の取組みと振り返りの契機とする
- ・ 教員の授業改善の目安とする
- ・ 学生の授業評価への参加（評価・提案）を保障する
- ・ 学生と教員の授業をめぐるコミュニケーションの機会とする
- ・ 教員相互の授業改善をめぐるコミュニケーションを活性化する

アンケート調査結果は、各教員に通知するとともに全体を分析し授業改善を促している。

アンケート結果で評価の低い教員に関しては、学長、学部長が面談を行い、教員に改善計画を提出させるなどして、今後の授業改善を促進している。

また、カリキュラムマップに沿っての履修を推進すべく、入学時、進級時に学生委員会を中心にガイダンスを行なっている。これによって学生は学修に必要な履修内容について、常に学習成果を主体的に評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生が学修や研究成果を発表する機会として、本学と公益財団法人日本幼少年体育協会が共催で創設した「一般社団法人日本健康・スポーツ教育学会」での発表や参加を促し、教員と学生が論議するなど学修成果を討論・評価する機会を設け、学修意欲の喚起を図っている。尚、昨年度の「10周年記念学術大会」においては第4学年2人が発表を行い、内1人は前年度に続く継続発表となった。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価に関しては、学生による教員評価アンケート調査をより効果的に活用する方法、仕組みについて更に検討していく。

さらに、「一般社団法人日本健康・スポーツ教育学会」における学生の成果発表などを通じた、学生の在籍中の成果が可視化される仕組みを確立する。

エビデンス（資料編）

【資料 3-3-1】 教員評価アンケート用紙

【資料 3-3-2】 日本健康・スポーツ教育学会 10周年記念学術大会日程表、プログラム、発表内容要旨

【基準3の自己評価】

本学では、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページにおいて公表している。ディプロマ・ポリシーは育成すべき能力目標であり、カリキュラムマップに反映されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、カリキュラム・ポリシーによりカリキュラムを構築しており、単位認定・進級・卒業認定は適切に行なっている。

現行の教育課程は、本学の教育目的に沿って、必要最低限の科目に絞って設定しているため、カリキュラム・ポリシーを忠実に反映したものとなっている。このカリキュラムは、学生にとってわかりやすく、また履修登録制限もあり、学生が一つひとつの授業に十

分に取り組めるようにしている。教養教育については、共通科目を通じて適切になされている。

学修成果の点検・評価については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて作られたカリキュラムマップで示される履修内容に沿って学年ごとに教職員からのガイダンスで指導していることによって対応している。

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善へフィードバックすることは、学生による教員評価アンケート調査を実施し、それをもとに教員が自己評価を行い授業改善に役立てている。また、学生生活に対して日頃から学生の声に耳を傾けながら、学生生活の充実を図るよう改善に努めている。

以上のことから、本学は「基準 3. 教育課程」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の学長は、学校教育法第 92 条の第 3 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括する」とされ、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。また、日本ウェルネススポーツ大学学長選考規程の第 2 条では「学長となることができる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者でなければならない」と定め、この法律の規定の要求を満たしている。

つまり本学では、学則に基づいて学長が教授会を招集し、その議長として教授会の議事進行を担当している。また、教授会では、大学の基本方針などの説明を行い、教学に関する各種の課題について意思決定を行う際には、教学の各委員会に意見を求める等、補佐体制の規則等に基づいて整備している。そして、責任者としてその職責を果たし、大学の管理運営に係る様々な職責を有し、そのリーダーシップを発揮している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学園の業務執行の組織体制については、学校法人タイケン学園諸規程に基づいて規定され、部署の所管業務及び事務分掌を明確にし、学園業務と大学業務を区分した組織形態をとっている。

本学の教育研究支援体制については、大学事務組織全体で支援しており、その中で、教

育については、教授会の下に設置される教務委員会や学生委員会が中心となり、それぞれの教務及び学生に関する審議事項を適切に処理している。研究については、教授会の下に研究委員会と倫理委員会を設置し、それぞれの規程に基づいて研究支援を行っている。研究委員会は教育研究活動を推進し、学会の設立及び開催、研究紀要（教育研究フォーラム）の作成などを担当している。さらに、倫理委員会は倫理委員会規程に基づき、研究における倫理のあり方や科学的、倫理的妥当性に関する事項の審議及び審査を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は比較的小規模な大学であるため、事務処理体制については事務分掌上、明確に経営と教学を分離しているが、総務、人事、会計に係る事務など、経営と教学の双方に関わるものについては、その業務を円滑に実施するため、一体的に処理している。学園及び大学に設置される各種委員会については、それぞれ教職員が委員として所属し、各種委員会規程に定める事務については、事務の性質や事務負担の均等化の観点から、主に学校管理課または教務課の職員が担当している。このように、経営または教学の事務処理にあたっては、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置して役割を明確化し、教職員が協働して実施する体制となっている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

理事会で基本方針を決定し、それに則り、大学に関する意思決定及び業務の最高責任者として、学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。大学組織の充実、改革、拡張に応じて、学長の適切なリーダーシップが発揮できるよう対応していく。また、将来的に新たな必要性が生じた場合は柔軟に対応していく。

エビデンス（資料編）

【資料 4-1-1】日本ウェルネススポーツ大学学長選考規程（第 2 条）

【資料 4-1-2】日本ウェルネススポーツ大学教授会規程

【資料 4-1-3】日本ウェルネススポーツ大学委員会規程

【資料 4-1-4】日本ウェルネススポーツ大学組織及び事務分掌規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任の方針については、「日本ウェルネススポーツ大学教員の採用及び昇任規程」を基に行われ、理事長または学長が、候補者の採用・昇任に関して必要な書類、業績、その他について審査し、更に必要に応じて面接による人物評価を実施し、適任者を決定している。学長はその結果について広く意見を聴取した後、その選考結果を教授会に報告している。

教員の確保と配置については、表 4-2-1 に本学スポーツプロモーション学部の教員配置を示す。教育体制の充実を図るため、各教員の専門性を鑑みて教員を増員・配置した。

表 4-2-1 教員配置 (単位：人)

| 学部 | 学科 | 専任教員数 | | | | | 計 | 兼任教員数 |
|---------------|------------------------|-------|-----|----|----|----|----|-------|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | | |
| スポーツプロモーション学部 | スポーツプロモーション学科 (通学課程) | 15 | 6 | 4 | 0 | 0 | 25 | 26 |
| | スポーツプロモーション学科 (通信教育課程) | 15 | 6 | 4 | 0 | 0 | 25 | 24 |
| | 合計 | 15 | 6 | 4 | 0 | 0 | 25 | 31 |

また、本学では、積極的な資格の取得を推奨する。在学中に取得可能な資格は、幼児体育指導者 2～5 級 (公益財団法人日本幼少年体育協会)、実践健康教育士 (特定非営利活動法人日本健康教育士養成機構)、初級障がい者スポーツ指導員 (公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)、高齢者運動指導士 (一般社団法人日本高齢者運動機能向上研究会)、アシスタントマネジャー (公益財団法人日本スポーツ協会) 等多岐にわたるが、それぞれの資格取得に必要な教員を配置している。なお大学設置基準上必要とされる「専任教員数 (基準)」は 24 人となっている。本学は、教育課程に即し、トップスポーツプロモーションコースと生涯スポーツコースの 2 つのコースごとにその分野での専門性の高い教員を配置している。

次に、表 4-2-2 に、在籍学生数と専任教員数、兼任教員数の現況を示す。

表 4-2-2 在籍学生数と専任教員数、兼任教員数

| 学部 | 在籍学生数 | 専任教員数 | 専任教員 1 人あたりの学生数 | 兼任教員数 | 全教員に占める専任教員の割合 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-------|----------------|
| スポーツプロモーション学科 (通学課程) | 441 人 | 25 人 | 17.6 人 | 26 人 | 49.0% |

| | | | | | |
|-----------------------|-------|------|--------|------|-------|
| スポーツプロモーション学科（通信教育課程） | 482 人 | 25 人 | 19.3 人 | 24 人 | 51.0% |
| 合計 | 923 | 25 人 | 36.9 人 | 31 人 | 44.6% |

本学の専任教員数は合計 25 人であり、専任教員 1 人あたりの学生数は学部全体で 36.9 人である。また、兼任教員は学部全体で 31 人である。全教員に占める専任教員の割合は、学部全体で約 44.6%である。

専任教員は、共通科目、専門基礎科目、専門専攻科目（トップスポーツプロモーションコース、生涯スポーツコース）のいずれかに配置されている。専任教員の科目区分・コース別年齢構成は表 4-2-3 のとおりであり、学びの専門性に応じて必要な教員を確保して適切に配置しているとともに、年齢のバランスにも配慮している。

表 4-2-3 専任教員の科目区分・コース別年齢構成（単位：人）

| 科目区分・コース | 40 歳未満 | 40 歳代 | 50 歳代 | 60 歳以上 | 合計 |
|-------------------|--------|-------|-------|--------|----|
| 学長 | — | 1 | — | — | 1 |
| トップスポーツプロモーションコース | 2 | 1 | 2 | 5 | 10 |
| 生涯スポーツコース | — | — | 3 | 6 | 9 |
| 共通科目・専門基礎科目 | 2 | 1 | 6 | 12 | 21 |
| 合計 | 4 | 3 | 11 | 23 | 41 |

以上より、スポーツプロモーション学部において、教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置は適切になされている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

1) FD

1) -1 FD 活動

1) -1-1 基本方針

FD という語が指す意味の範囲は、広義には、大学が教育・学習効果を高めるために組織的に行う様々な取組と捉えられており、ID(Instructional Development)、CD(Curriculum Development)、OD(Organizational Development)、PD(Professional Development)に分類される。ID は教員の教育（授業及び指導）能力の向上のための取組で、授業評価、授業参観、教育内容（教材、シラバス等）、教育方法・指導法（IT、ティーチング技法等）の改善・開発である。CD はカリキュラム（教育課程）の開発（改善）のための取組（初年次教育、キャリア教育、コースワーク、プログラムの開発等）である。

OD は教育効果を高める組織の開発（改善）のための取組（学部・専攻等の設置・改組、大学教育センター、講座制等）である。PD は教員のキャリア構築の取組（初任者、教員評価、研究倫理、研究費、知的財産、ハラスメント等）である。

これらのうち、ID は、狭義の FD で、大学設置基準（1956 年文部省令第 28 号）が指す教員の授業や指導法の改善を目指しており、中教審答申「我が国の高等教育の将来像」（2005.1.28）では、「それぞれの大学の等の理念・目標や教育内容・方法について組織的な研究・研修ファカルティ・ディベロップメントを推進することが必要である」と提言している。

本学では、この狭義の FD を中核にしながら、CD、OD、ID と関連づけ、教員だけでなく職員等を含めた FD と SD との自主的な連携による組織的取組を行っている。

その背景には、中教審答申での「高等教育の質を保証するには教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営及び教育・研究支援の充実を図ることが極めて重要であり、ファカルティ・ディベロップメント（FD）やスタッフ・ディベロップメント（SD）等の自主的な取り組みとの連携方策等も今後の重要な課題である」との提言を踏まえているからであるが、それ以上に、本学の母体が学校法人タイケン学園であり、平成 19（2007）年から、高等学校と専門学校との緊密な連携を重視する経営方針の下、両教職員の資質向上を目的としていたからである。

平成 24（2012）年の本学開学においても、この方針に基づくとともに本学が当初は社会人を対象にした通信教育課程を特色としていることから、その質の向上には、教員だけでなく授業補助員や添削指導員、学習アドバイザー、就職支援員等のスタッフや社会人学生との協働が不可欠であるので、高等学校と専門学校と大学の構成員（教員、職員、学生）の資質向上を目的としている。

1) -1-2 FD 委員会の設置と構成、役割

教授会の下部組織とし FD 委員会を設置した。学長指名により、常任として、委員長、教育力向上面から教務委員会委員長・委員、学生指導力向上面から学生委員会委員長・委員、研究力向上面から研究委員会委員長、SD 力向上面から職員代表として事務局長、必要に応じて、UNIVAS（大学スポーツ協会）学内研修会代表者、日本健康・スポーツ教育学会学術委員会委員長、教育フォーラム編集員長から構成されている。

FD 委員会では、主として、その協働を効果的に推進するために、教員を中心としながらも、職員や課題に応じて社会人学生をも対象にして、その資質（教育力、研究力、社会貢献力、授業力、問題・課題解決力等）を高めるための FD 研修活動と教員の学術研究活動の活性化を積極的に推進している。

FD 委員会の活動と役割は、委員会申し合わせ事項として定め、学内での合意を得る。委員会において作成された原案は、教授会で審議して決定する。この FD 委員会のこれまでの業務の方針・執行体制は平成 30（2018）年以後も継続している。

1) -1-3 FD 委員会の FD 研修会の実施方法

(1) 開催の仕方

FD 委員会では教職員を対象にして研修会を実施している。これまでのように、研修会は年に 1 ないし 2 回、教授会終了後に、同一場所にて 2~3 時間程の時間で開催している。平成 30 (2018) 年度から令和 5 (2023) 年度までの FD 実施状況は【資料 4-2-2】FD 研修会の実施状況を参照。

しかし、これまでは対面のみで開催してきたが、令和元 (2019) 年からのコロナ禍の影響を受けて、オンライン (zoom) も含めるようにした。尚、令和 2 (2020) 年度と令和 3 (2021) 年度の研修会については、次の取り扱いにした。

令和 2 (2020) 年度は UNIVAS (大学スポーツ協会) からの学内研修会が義務付けられたことから授業受講生のほとんどが運動部所属であり、運動クラブの指導のあり方と密接に関わっているため、FD 研修会の機会を活用するものの、その内容、展開、評価は責任者に一任した。令和 3 (2021) 年度の研修会はコロナの影響で開催が困難になり止むなく中止した。

(2) 研修会の統一テーマとメインテーマの設定

年度間で共通の統一テーマを設定しているが、平成 30 (2018) 年以後もこれまでの「教職員能力の向上」を継続している。その下での各年度特有のメインテーマは国の教育政策や本学内部の実情に対応して設定している。メインテーマ設置の理由、背景については後述するが、メインテーマの年度間の推移について概略すると次の通りである。

平成 30 (2018) 年度「授業力の向上」、中でもアクティブ・ラーニング力および受講規範行動力の強化と FD 研修会の義務化→令和元 (2019) 年「社会を生き抜く力 (自立・協働・課題探究力) の育成」の強化→授業と運動部活動を両立するための UNIVAS (大学スポーツ協会) 学内研修会→令和 3 (2021) 年度コロナ禍のため休会→令和 4 (2022) 年度「新しい時代 (Society5.0) に求められる資質・能力の育成及び主体的学修法の強化→令和 5 (2023) 年度「新しい時代 (Society5.0) に求められる主体的学修法を実現する授業づくりとなっている。

この推移を簡潔に言えば、授業力の向上実現のためには教師中心から学習者中心への変革と主体的学修法の開発が重要課題である。この課題解決に当たって、後述するように、研修会では、レクチャーで教職員間の理論的共有化を図り、模擬授業で体験的に学習するという 2 本柱で展開した。

(3) これまでのように、研修会の登壇者からは事前に原稿を提出してもらい、これと評価票を綴って、当日のテキストとする。平成 30 (2018) 年度から令和 5 (2023) 年度までの FD 研修会のテキストは【資料 4-2-3】FD 研修会のテキスト参照。

(4) 研修の対象はこれまでのように本学の教職員を主とする。本学の質の向上には、本学園のこれまでのような高等学校、専門学校の教職員との密接な連携が不可欠であるので、本学園全教職員を、また、課題によっては学生 (特に社会人学生) をも含めることにしている。これらの点が本学の FD 研修会の特色であるが、令和 2 (2020) 年度、UNIVAS (大学スポーツ協会) の学内研修会が義務付けられ、授業受講の学生のほとんどが運動部所属であり、運動クラブの指導のあり方と密接に関わっていることから、FD 研

修会の機会を活用して、その対象を本学園各校における運動部部长、指導者（監督・コーチ等）、その他運動部に関わる教職員に拡張した。その内容、展開、評価は責任者に一任したので、実施内容の概略に留めた。

(5) 模擬授業については、参観者（本学の教職員）は、模擬授業担当者が設定している対象学年の学年になりきり、学習内容も想定して臨む。

(6) 研修会でのテーマ・課題の設定

研修会のテーマ・課題の設定にあたっては、これまでの「教職員力の向上」を統一テーマとし、メインテーマの学力の向上も踏襲した。その設定にあたっては、これまでのように、年度ごとに、大学の3大機能である研究、教育、社会貢献に見合った研究力、教育力（教科指導力、生活指導力、授業力）を培うために、学生の興味関心などの学修者のニーズ、国の政策、国民の要望などの社会的ニーズ、教育学・教育心理学、教育社会学などの科学的ニーズを相互に関連づけた教育的ニーズとこれまでの研修会に対する参加者の評価結果等を踏まえて取り上げ、これらについての教職員の共通理解と能力開発を図ることにしている。但し、社会的ニーズである国の教育政策は変化してきているので、注視し対応するようにしている。

具体的には、平成24（2012）年の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」とこれを受けてのアクティブラーニング、平成25（2013）年の「第2期教育振興基本計画」の「学生の主体的な学びの確立による大学教育の質的転換」のアクティブラーニング、教員サポート等、平成29（2017）年の「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）を目玉とした小・中学校の学習指導要領の改訂、平成30（2018）年の第3期教育振興基本計画（2018-2022年）での「自立した人間として、主体的に判断して、多様な人々と共同しながら新たな価値を想像する人材の育成」の「社会を生き抜く力としての「自立」・「協働」・「創造」の育成」、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を契機に社会は大きく変わりつつある中での平成4（2022）年の経済連の「新しい時代に対応した大学教育改革の推進 - 主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて - 」などである。

これらを踏まえて、研修会のミニレクチャーのキーワードを挙げると、平成30

(2018)年度では教員の教科指導力としてのアクティブ・ラーニング（小・中・高等学校では主体的・対話的で深い学び）と生活指導力としての学生の受講規範行動に、令和元(2019)年度では社会を生き抜く力の育成、令和4（2022）年度では主体的学修法、令和5（2023）年度では「主体的な学び」を実現する授業創りということになる。模擬授業はできるだけ、このキーワードに関わる方向で実施してもらった。

(7) 研修会当日の展開

研修会当日の展開については、FD 研修会テキストを見ながら、その時のテーマに相応したミニレクチャー→必要に応じて関連する事例発表、模擬授業→グループワーク→各グループの成果の全体発表→事後評価としてのアンケート用紙による評価の配布といった流

れ・過程とこの過程中に、随時、授業評価シートによる形成評価を行うことを原則としている。

①研修会テキストについて

- ・FD 研修会テキストについては【資料 4-2-3】FD 研修会のテキストを参照。
- ・当日の研修会の内容を周知するために事前にオンラインで参加者に配信し、当日はそれを見ながらなので、研修活動の円滑化を図ることができる

②模擬授業について]

- ・授業者は該当教師、参観者は該当学生のロールプレイを行う。
- ・模擬授業は 20 分程度の短時間で全体像を効率的に理解してもらい話さなければならぬため、学習指導案を作成し、授業の構成要素である目標（ねらい）、目標の 3 領域・観点（知識・認識、思考・判断・表現、態度）、方法・展開、評価について明記するようにした。

③グループ別討議・全体討議の議事録作成とその評価についてミニレクチャーや事例発表・模擬授業を受けて、その論点をグループワークし、各グループの成果を全体で発表し共有し合う過程を通して、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）の実体験をし、その学習の定着化と客観的評価のために議事録を作成するようにした。これらの議事録を通して、アクティブ・ラーニングを実体験した成果が窺える。

④授業評価シートによる形成評価について当日の研修会の実施成果を評価するために、開始前に配布した授業評価シートに随時記入するようにした。研修会中の授業評価シートによる形成評価の結果については【資料 4-2-4】FD 研修会授業評価シート結果を参照。

- ・授業評価シートでは、目標（Q1 考え方、能力、知識、技術などの向上につながったか）から始まり、内容・教材（Q2 内容は理解出来たか、Q3 指定の教材は適切だったか、Q4 学習課題は適切だったか）、方法・展開の仕方（Q5 教え方はわかりやすかったか、Q6 教員の一方的な授業でなくコミュニケーションはとれていたか、Q7 授業方法は工夫されていたか、Q8 教員の話し方は聞き取りやすかったか、板書やスライド（パワーポイントなど）の提示資料は見やすかったか、Q10 深い学びができていたか、Q11 対話的学びができていたか、Q12 主体的な学びができていたか）、評価の仕方（Q13 教員は、学生に対し、授業内容の理解度についての評価を実施していたか）、教師の態度（Q14 教員に熱意は感じられたか、Q15 学習指導案の記述は適切か）、受講態度（Q16 学生は意欲的に受講したか、Q17 教員が私語や携帯使用を禁止するなど、良好な授業環境が保たれていたか）、総合評価（Q18 この授業を総合的に判断すると、良い授業だと思うか）に至る 19 の質問を 5 段階評価で聞いているが、いずれもほとんどの者が「5 そう思う」、「4 ややそう思う」と肯定的に回答していた。
- ・この結果から、授業の構成要素である目標（ねらい）、目標の 3 領域・観点（知識・認識、思考・判断・表現、態度）、方法・展開、評価について、学習指導案に明記してもらったことが功を奏しており、FD の狙いである「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修が効果的であったことが窺える。

⑤平成 30（2018）年度の FD 研修会においては、授業力の向上をメインテーマにしたので、FD 研修の意義、目的、対象職員と学校種、取り組む課題についての共通理解を図り、以後、これを前提として開催している

1) ー1ー4 研修会の評価・効果

アンケート調査による事後評価について

【資料 4-2-5】 FD 研修会アンケート調査結果を参照。

1) 参加者数は 21 人～41 人であり、そのほとんどから回答があり、研修会への期待が高い。また、ほとんどは大学教員が占めていた。

2) 5 段階評価の結果

(1) ミニレクチャー、模擬授業、グループディスカッション、全体討議について、「参加できたか」、「理解できたか」、「役立ったか」を 5 段階評価で聞いた結果、いずれもほとんどの者が「5 そう思う」、「4 ややそう思う」と肯定的である。これらの 5 つの質問を自由記述式で聞いた結果でも、ミニレクチャー、模擬授業、グループディスカッション、全体討議を通して習得した内容を反映した具体的積極的な意見が多く、参加者自身の実践や今後の研修会に役立ち活用できるとしている。

(2) アクティブ・ラーニングについて、学習者の主体的取り組みは適切だったか、学習者間や教師との相互コミュニケーションの取り組みは適切だったか、想像力を高める取り組みは適切だったか、オンラインと対面と組み合わせは適切だったか聞いたところ、いずれも 80%以上が「5 そう思う」、「4 ややそう思う」と肯定的である。

3) 自由記述式の結果

(1) グループディスカッションの 2 つの論点について

①授業成立の内的要件である、目的・目標の設定（ウェルビーイング；QOL 向上、生きがい、自己実現・夢）、学習内容・カリキュラム、教材、（ICT 機材の活用など）、学習指導過程（アクティブ・ラーニングの実現、オンラインと対面）、受講生の態度、評価の工夫・改善

②大学の方針（ペーパーレスへの対応、PC・タブレット・スマートフォンの活用これらについては、ミニレクチャー、模擬授業を通して得た学習成果を反映した具体的積極的記述が多く、参加者自身の実践や今後の研修会に役立ち活用できると回答している。

(2) 「FD 研修会に関して、全体としての意見および感想」については、ほとんどが「良かった」・「勉強になった」、年々よくなっている・レベルアップ・前回よりも進化していると前向きに捉えている。次いで、「内容が濃くなり理解が深まった」、「工夫されている」、「より良い授業実施のための具体的事例検証を継続し、より高みを目指し掘り下げてほしい」などと好評である。

(3) 「今後、FD 研修会で取りあげてほしいこと」についての自由記述式の結果では、同一課題・テーマの継続・深化が多く、次いで、学修者の能動的受講態度の醸成法（学習意欲・集中力の喚起、授業妨害・マナーの悪い学生の指導など）、様々な科目でのアクテ

ィブ・ラーニングの導入、カウンセリングマインドの養成、ICT 機材の有効な使い方、キャリア教育などである。

以上のアンケート結果のうち、令和元（2018）年度、令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度ではコロナ禍の影響がかってない特徴で、授業や FD 活動の実施に当たってはオンラインによる介入に留意する必要がある。特に、FD 研修のメインテーマを主体的学修法、学生の受講態度に着目して設置したこともあって、授業の形態や教育方法に関する意見等が多く、「対面授業の大切な点を認識したうえで、オンライン授業形態を進めるとよい」、「オンラインと対面の組み合わせは非常に良いアイデアである」、「オンラインでの授業力の教員格差が課題」などが挙げられている。加えて、学生の主体的学習や授業態度に関する意見等も多く、「学生の能力を高めるために様々な観点で教えることの大切さを実感した」、「考える能力を養う前に基礎知識は必要であり、そしてその前に態度を学ぶ必要がある、学生のレディネスを踏まえ導くべきと思った」などである。

アンケート用紙等による評価結果の解析を通して見出された客観的な改善点等は、部署ごとの責任者を通して全教職員にメール等でフィードバックし、各自及び全学的な業務遂行の質の向上や共有化、活性化に役立つようにしている。さらに、集計結果は、前述の「教育研究フォーラム」や、本学主催の日本健康・スポーツ教育学会や他の学会での発表などを通して広く公開している。

以上の評価結果から、教員、職員の資質・能力の向上のための FD 活動（機能）を中核とする取り組みは効果的である。

1) 1-5 FD 活動（機能）の改善・向上方策

本学園及び本学では、大学設置基準（1956 年文部省令第 28 号）が指す教員の授業や指導法の改善、開発を目指して、年を重ねるごとに、前回の評価結果や教育的ニーズを踏まえて令和 5（2023）年度の授業づくりにたどり着き、有意義であり、参加者からの評価も高く好評である。

しかし、さらに、引き続き、指摘された課題等に基づく次の事項について、改善を図り、魅力ある有意義な活動を続けいく必要がある。

1) ID としての教員の教育（授業及び指導）能力の向上のための取組の一層の充実強化・授業の構成要因としての内的要因；目的・目標、内容・教材、方法・学習過程、評価結果のフィードバック、学生態度、外的要因としての人・もの・金・情報等

2) CD、OD、PD に向けた FD 機能の拡大を図る。

（・模擬授業のホームページ等での公開、・実際の授業観察の分析評価システムの構築、・授業形態の開発（オンライン授業—遠隔授業—対面授業の相互関連）、・教員の授業評価のアンケート調査の充実、・外部とのコミュニケーション）等

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教員の配置・確保と FD を中核とする職能開発は適切に実施されてきているが、

オンライン、AIなどの時代のニーズに応じてさらなる改善を進め、有能な教員の確保、教員の教育力・授業力（教育の目的・内容・方法・評価等）の向上開発と効果的な実施の実現に努める。

エビデンス（資料編）

【資料 4-2-1】 日本ウェルネススポーツ大学教員の採用及び昇任規程

【資料 4-2-2】 FD 研修会の実施状況

【資料 4-2-3】 FD 研修会のテキスト

【資料 4-2-4】 FD 研修会授業評価シート結果

【資料 4-2-5】 FD 研修会アンケート調査結果

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

平成 28（2016）年 3 月 31 日公布「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成 28 年 文部科学省令第 18 号）」により、平成 28（2016）年度から各大学における SD（スタッフ・ディベロップメント）が義務化された。

また、翌年の平成 29（2017）年 3 月に公布された「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」では、「大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする」と、教職協働が新設された。

本学では、これらの改正を踏まえ、SD を効果的・効率的に実施する観点から、その特性や実態に基づいて、各職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断して、学園、大学の職員の職能開発、育成などとして日常業務に関連付け OJT を行うとともに、集合教育では学園全体で実施する SD 研修を毎年定期的に行っている。さらに学内で行う教員対象の FD 研修などへの教職協働の観点からの職員の積極的な参加を推進することも行っている。

このように、職員の資質・能力向上のための体制は適切に整備されている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質向上や職能開発については、「学校法人タイケン学園 5 か年計画」の達成および職員個々のキャリアアップのため、本学園において定期的・全学的に実施される SD、

および本学にて定期的実施される FD、また日々の業務の点検・見直し等を通してより一層の資質向上を目指すこととする。

エビデンス（資料編）

【資料 4-3-1】日本ウェルネススポーツ大学組織及び事務分掌規程

【資料 4-3-2】学校法人タイケン学園 SD 研修実施状況

【資料 4-3-3】FD 研修会の実施状況

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究委員会が中心となり、外部資金の獲得に対して意欲的に取り組んでいる。具体的には、文部科学省科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）や私立大学等経常費補助金特別補助等の外部資金公募状況及び補助金申請等に関する情報を、教員全員にメール配信をした上で、さらに定例の教授会で共有するとともにその都度研究委員長から適宜応募への働きかけを行なっている。

その結果、直近の 5 年間で科研費の基盤研究 C を 4 件獲得し、現在もそれらのうち 2 件は研究が継続中である。さらに科研費の獲得を進めるべく、とりわけ若手の教員を対象とした学習会や相談会を研究委員会として開催している。意欲的に研究に取り組める環境が、こうして着々と整いつつある。

一方学内を中心とした活動として、平成 27 (2015) 年に本学と公益財団法人日本幼少年体育協会が共催の形で「一般社団法人日本健康・スポーツ教育学会」を創設し、教員の研究成果を学内外に公開する機会としている。

これらの研究成果を内外に公開するための刊行物として「教育研究フォーラム」(ISSN-1884-3905) を、各年度に定期的に発刊している。ここでも、研究委員会が投稿論文の査読を担当することで、研究水準の確保に努めている。

また、研究活動の活性化のための方策の一つとして、個人研究業績報告書を全学的に提出が義務付けられており、その評価によって昇格・再採用人事の資料としても活用されている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

教員が研究計画を立てた段階で、倫理委員会による厳正な倫理審査を行なっている。特に人を対象とする研究については、隔年に一回の研究倫理教育は（WEB を活用した日本

学術振興会の研究倫理 e ラーニング)を、研究委員会と倫理委員会が共同で開催している。特にコロナ禍においては、WEB を活用した研究倫理教育を積極的に活用したが、通常はできる限り対面での研究倫理教育の機会を作るようにしている。教員の研究発表の場でもある「教育研究フォーラム」の査読においても、研究委員会と倫理委員会が倫理審査を行うようにしている。

こうした形で、研究のスタートの段階だけでなく、その成果を発表する段階においても研究倫理の規準が適切に遵守されているか厳格に確認している。また、特に科研費など外部資金を活用した研究においては、その資金の支出の適正化において厳正な運用がされているかという点でも、研究委員会と倫理委員会がチェックする体制をとっている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

学内の教員に対して、適切な研究計画と遂行可能性に応じて学内の共同研究費を配分し、それを研究遂行の原資として研究が行われるようにしている。各教員の専門領域に応じて、通常の研究室だけでなく、実験や演習が行える場所や器具・装置などを配分して研究活動を支援している。研究テーマによっては、体育施設や器具・装置などを用いて複数の人を対象としてデータを取れるような環境も提供している。こうした研究では、研究対象者が学生の場合もあるが、主体的に参加する形での地域住民を巻き込んで実施される場合もある。そうした研究活動の場合にも、大学の資源を活用できるように積極的に支援している。

こうした研究活動への資源の配分が適切に行われることで、各教員の研究意欲が刺激され意義ある研究成果が得られている。その結果、いずれの研究においても、研究期間終了後には学内の「教育研究フォーラム」へ投稿したり、各教員の所属する学会において研究報告あるいは学術雑誌への投稿を行なっている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備に関して、一般社団法人日本健康・スポーツ教育学会を大きく外部の研究者等にかかれたものとする段階にあり、外部の研究者を招聘するなどの方策を講じ、段階的にその方向での移行が進んでいる。さらに、年次大会の開催地を東京だけに留めず、全国各地で巡回するなど様々な方策を検討していく。

研究倫理の確立と厳正な運用については、今まで以上に e ラーニングなどを活用して、外部資金への応募者に限らず全学的な倫理観の醸成を進めていく。

研究活動への資源の配分については、教員からの要請に対応することに留まらず、研究意欲を喚起するためにも、図書館の充実による学術雑誌など豊富な資料の準備や、インターネットを用いた外部資料の閲覧・取り寄せなどを可能にするなど、より充実させていく。

エビデンス（資料編）

【資料 4-4-1】 日本健康・スポーツ教育学会 10 周年記念学術大会日程表、プログラム、
発表内容要旨

【資料 4-4-2】 教育研究フォーラム執筆要項

【資料 4-4-3】 教育研究フォーラム 2024 年 3 月号通号 13 号 (ISSN-1884-3905)

【基準4の自己評価】

以上より、スポーツプロモーション学部において、教員の採用・昇任等々による教員の確保及び配置、FD 及び SD 研修、研究支援による教職員の職能開発への取組みは適切になされている。

以上のことから、本学は「基準4. 教員・職員」を満たしている。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である本学園は、「学校法人タイケン学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立大学、私立高等学校及び私立専修学校（以下「学校」という。）を設置し、学校教育を行い、有益な人材を育成すること」を目的に掲げ、「日本ウェルネススポーツ大学学則」（以下「学則」という。）において、「スポーツプロモーションに関する専門的な理論と実践を教育し、有用な人材を育成することで、広く社会に貢献する」ことを目的としている。

これらを基に本学園は、学校教育法、教育基本法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守するとともに、「学校法人タイケン学園組織規程」、学校法人タイケン学園就業規則等の学校法人の管理及び運営に関する基本的事項の規則を整備しているほか、「学校法人タイケン学園公益通報等に関する規程」により、法人規律の維持に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は法人の使命・目的を達成するため、「学校法人タイケン学園5か年計画」に基づいて、大きく飛躍する分野と、その分野での展開方法を具現化して事業を進めている。

また、各会計年度の事業計画及び予算を編み、評議員会にあらかじめ意見を求めた上で、理事会で審議し、決定している。会計年度終了後には、実績報告及び決算について理事会で審議・承認、決定し、評議員会に当該事業及び決算について報告している。

このように、寄附行為等に基づき、本学園の業務を確実に行うとともに、本学園の使命、目的の実現に向けて、健全な財政運営を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、本学の学校管理課において校内巡視などを日常的に行い、危険箇所や授業・職場環境の点検を行い、必要に応じて改善策を検討、決定、実施してい

る。夏場にはクールビズを採用してエアコンの設定温度を調節し、省エネルギーへの取り組みも行っている。また、キャンパス周辺の樹木の整備に加えて、校内にも樹木を増やすよう努めている。

人権への配慮については、「学校法人タイケン学園セクシュアル・ハラスメントの防止と解決に関する規程」、「日本ウェルネススポーツ大学ハラスメント対策指針」に基づき行われ、本学園の教職員としての責任ある行動を促している。

安全への配慮については、本学の所在地である茨城県利根町から災害時避難所の指定を受けており、周辺の町内会や自治会の実施する防火、防災訓練に協力し、災害の予防並びに災害発生時の人命安全及び物的被害の軽減を図るとともに、併せて地元自治体との連携を強化している。防犯対策としては、学内の安全と事故防止に適宜適切な対応をしている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、大学設置、運営に関連する法令の遵守についての的確に対応し、法人及び大学において、経営に関する規程、規則及び組織等を適正に整備し、円滑な管理・運営が行われている。関係法令の改正や社会情勢等の変化に早期かつ柔軟に対応しながら、引き続き経営の規律と誠実性に努めていく。

また、環境保全、人権、安全への配慮についても早期かつ柔軟に対応し、継続してその効果を上げていくよう努めていく。

エビデンス（資料編）

【資料 5-1-1】 学校法人タイケン学園寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人タイケン学園組織規程

【資料 5-1-3】 学校法人タイケン学園公益通報等に関する規程

【資料 5-1-4】 学校法人タイケン学園ホームページ（5か年計画）

【資料 5-1-5】 学校法人タイケン学園セクシュアル・ハラスメントの防止と解決に関する規程

【資料 5-1-6】 日本ウェルネススポーツ大学ハラスメント対策指針

【資料 5-1-7】 避難所施設利用に関する協定書

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は寄附行為第3条に掲げた「有益な人材を育成する」ことを目的としている。このことを達成するために、本学園の管理・運営は、「寄附行為」、「学校法人タイケン学園組織規程」とこれらの規則に基づき定められた「学則」等内部規則により行われている。

る。

理事会は、理事長と理事長を補佐する副理事長、そして理事3人の計5人で構成され、本学園の基本的な運営方針や事業計画などの業務に関する意思決定機関となっている。理事会は定期的開催され、監事2人も理事会に出席し本学園の業務及び財産状況について意見を述べている。このように理事会は、法人の運営状況に関する情報を共有するなど適切に運営されている。なお、令和5（2023）年度の理事会は全13回開催され、全理事が全理事会に出席している。

本学は教学部門の責任者である学長を副理事長が兼務しているだけでなく、教員1人が理事になっている。従って、大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定が出来る体制として、教育目的は理事会に、管理運営に関する重要事項の報告、提案は教授会に反映される体制が整っている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

寄付行為に定められた通りに理事会は適切に運営されている。大学を取り巻く社会情勢の変化は著しく、このような状況下では法人の意思決定は適切かつ迅速に行わなければならない。そのため、今後も寄附行為に定められた体制を基本に変化に迅速に対応するとともに、その体制と機能を維持していく。

エビデンス（資料編）

【資料5-2-1】学校法人タイケン学園寄附行為（第3条、第5条）

【資料5-2-2】学校法人タイケン学園役員、評議員

【資料5-2-3】理事会、評議員会の開催状況

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

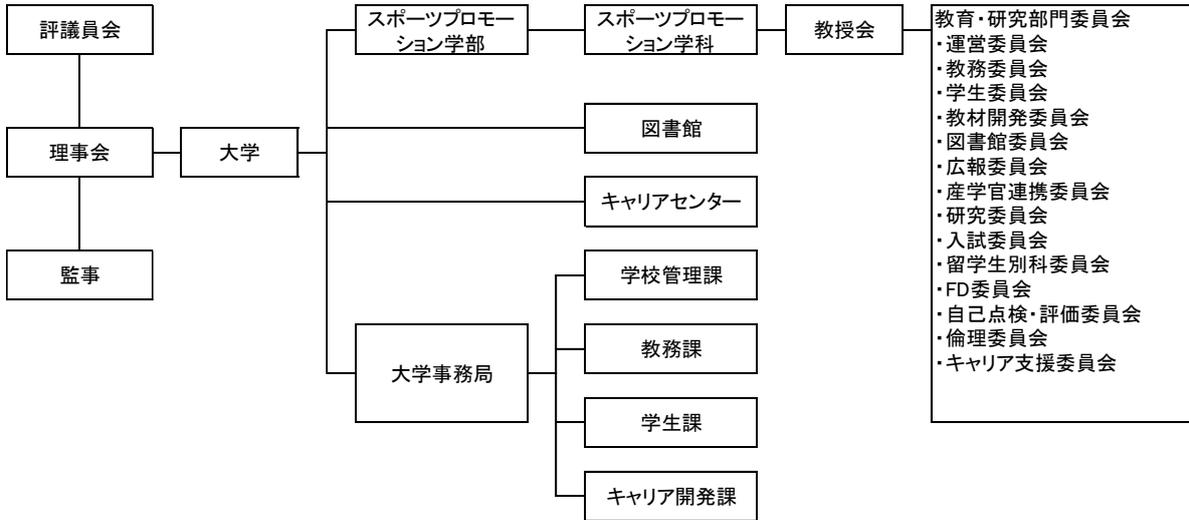
基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人と大学に関する管理運営については理事会において審議し決定している。大学に関する教育・研究については教授会が、運営については事務局が当たっている。本学は既述の通り学長を副理事長が兼務しているだけでなく、教員1人が理事になっている。従って、大学の使命・目的及び教育目的は理事会に、管理運営に関する重要事項の報告、提案は教授会に反映される体制をとっているため、理事会と大学との間のコミュニケーションは良好でありかつ円滑である。本学の運営組織図は下図のとおりである。

図 5-3-1 学校法人タイケン学園 日本ウェルネススポーツ大学 運営組織図



5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園では、毎週月曜日に業務の実施状況報告及び計画に関する会議（ウイクリーミーティング）が開催され、理事長をはじめとする理事、法人総務部、各設置校事務長などが参加して広範囲にわたる意思疎通を定期的に図っている。また、外部の公的機関へ提出する申請書類については、大学担当者と法人総務部担当者が相互に確認し、そのチェック体制が機能している。

(ア) 監事

本学園には、寄附行為第 5 条の規定に基づき、役員として、監事 2 人が置かれている。その選任については同寄附行為第 7 条の規定により「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」とされている。また役割については、同寄附行為第 18 条に定める監事の職務に従い、法人の業務や財産状況の監査及び毎会計年度終了後に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出、報告することなどを主な職務としている。

理事会・評議員会における監事の出席状況について、理事会全 13 回、評議員会全 13 回の全てに全員が出席しており、監事の職務をはたしている。

(イ) 評議員会

寄附行為第 20 条の規定により、本学園に評議員会が置かれ、評議員会は 13 人の評議員をもって組織されている。また評議員の選任は、選任区分に従い、同寄附行為第 23 条の第 1 号評議員「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 7 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから理事会において選任した者 2 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから理事会において選任した者 4 人」となる。評議員の任期は 4 年である（同寄附行為第 25

条)。

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

各種会議などにより本学園および本学の意味決定、意思疎通、連携は円滑に図られており、理事会、評議員会、監事も有効に機能している。今後も継続的な意思疎通および連携による組織の機能強化を目指す。

エビデンス (資料編)

【資料 5-3-1】 学校法人タイケン学園寄附行為 (第 5 条、第 7 条、第 18 条、第 20 条、23 条)

【資料 5-3-2】 学校法人タイケン学園役員、評議員

【資料 5-3-3】 理事会、評議員会の開催状況

【資料 5-3-4】 監事の職務執行状況

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園は 5 か年の中長期計画を定期的に作成、その計画に基づきかつ前年の決算を基にした事業計画・予算を毎年度作成、理事会に諮り財務運営を行っている。本学園および本学の中期、長期計画に関する事項において、適切な将来構想計画を決定する仕組みとなっている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(ア) 収支状況

本学園の過去 5 年間の収支状況は表 5-4-1 のとおりである。

表 5-4-1

(単位：千円)

| 科目 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 事業活動収入 | 2,375,559 | 1,482,227 | 1,574,933 |
| 事業活動支出 | 1,363,434 | 1,164,682 | 1,200,603 |
| 当年度収支差額 | 195,020 | 99,575 | 106,950 |
| 基本金合計 | 3,560,048 | 3,768,585 | 4,272,164 |

| 科目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-----------|-----------|
| 事業活動収入 | 1,799,752 | 2,493,917 |
| 事業活動支出 | 1,365,102 | 1,618,946 |
| 当年度収支差額 | 136,574 | 428,139 |
| 基本金合計 | 4,569,549 | 4,967,863 |

まず収入については、令和2（2020）年度の新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響により一時的に減少したものの、その翌年度より順調に推移し、収支差額についても収入超過となっている。基本金合計額は安定した財務基盤の維持を確立する点では十分な額である。

このように、本学園の収支状況は安定した財務運営が達成できている。

（3）5-4の改善・向上方策（将来計画）

これまで同様、中長期計画に基づいた計画的な財務運営による安定的な経営基盤を構築していく。そのためには入学定員の充足は最重要課題であり、学生生徒等納付金収入の安定化に努めていく。また、整備事業等の補助金の申請や科学研究費補助金等の受け入れを積極的に推進し、申請件数の増加に努める。

エビデンス（資料編）

【資料5-4-1】学校法人タイケン学園ホームページ（5か年計画）

【資料5-4-2】決算書ならびに監事監査報告書（過去5年間）

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

（2）5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

「学校法人タイケン学園経理規程」、「学校法人タイケン学園固定資産及び物品管理規程」に基づき適正に会計処理を行っている。また、会計処理上の疑問点等に関しては、公認会計士に確認し処理を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、会計年度終了後、私立学校法第37条第3項第2号及び寄附行為第15条に規定される監事の職務（学校法人監事監査）に基づき法人の業務及び財産状況について監査を行い、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会へ監査報告書を提出

している。

また、令和 5（2023）年度の公認会計士による私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査も実施され、独立監査人の監査報告書により、次の監査意見が付されている。

監査法人による監査報告書（抜粋）によれば、「学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人タイケン学園の令和 6 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」とされている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人および監事による監査の下、法令や関係規程に基づいた適正な会計処理を引き続き行うこととする。

エビデンス（資料編）

【資料 5-5-1】 学校法人タイケン学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人タイケン学園固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-3】 決算書ならびに監事監査報告書（令和 5（2023）年度）

【基準 5 の自己評価】

本学の使命、目的の達成に向けて、関連法令および本学園諸規程に基づいた適切な処理が行われている。また、最高意思決定機関である理事会等の下、教授会等教育・研究部門の各組織の円滑な連携、理事長のリーダーシップの下に機能的、効率的に運営されている。理事会の機能や業務執行体制の機能性についても確保されている。

また、安定した財務基盤が確立され、監査法人および監事の監査の下、適切に会計処理が行われている。

以上のことから、本学は「基準 5. 経営・管理と財務」を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

建学の精神に基づき、スポーツコーディネーターの育成を目指して社会貢献できるような内部質保証を推進している。自己点検・評価委員会において内部質保証を効果的に実施している。学長を責任者として各委員会を組織し定例的に委員長会議を実施し内部質保証について全学的に内部質保証に関する方針のもとに改善・改革のために教育活動を遂行している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会を中心に内部質保証について効果的に実施しているが引き続き組織を強化するとともに責任体制を確立していく。

エビデンス（資料編）

【資料 6-1-1】日本ウェルネススポーツ大学内部質保証方針

【資料 6-1-2】日本ウェルネススポーツ大学組織図

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

定期的に自己点検・評価委員会を開催し内部質保証の方針に基づいた活動がなされているかどうかについて、確認を行うとともに点検し委員長会議において結果を共有することにより各委員会においても自主的・自立的に実施できるようにしている。

自己点検・評価の結果については今後、ホームページ等で公表できるよう準備を進めているところである。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状を把握するため調査を行い、その結果を自己点検・評価委員会において分析し全学的に共有できるようにしている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、通学課程と通信教育課程を設置しているが、通学課程は設置後まもないため両課程を併せて卒業生に対する調査を実施することにより社会貢献度の検証をしていく。

エビデンス（資料編）

【資料 6-2-1】日本ウェルネススポーツ大学委員長会議実施要項

【資料 6-2-2】日本ウェルネススポーツ大学委員長会議資料

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

3つのポリシーを起点に委員会ごとに内部質保証を行い教育の改善・向上に反映している。ディプロマ・ポリシーについては学位認定審査会、カリキュラム・ポリシーについては教務委員会、アドミッション・ポリシーについては入試委員会がそれぞれ内部質保証を行なっている。PDCA サイクルの C(Check)を担当する自己点検・評価委員会が3つの委員会報告をもとに全学的に取りまとめをしている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

3つのポリシーを起点に3委員会において内部質保証行なっているが、今後は全ての委員会組織において内部質保証について行なっていく。そして、大学全体としてのPDCA サイクルの仕組みを構築していく。

エビデンス（資料編）

【資料 6-3】日本ウェルネススポーツ大学委員会実施状況

【基準 6 の自己評価】

建学の精神、3つのポリシーを起点に内部質保証を行なっており、自己点検・評価の結果を各委員会にフィードバックし、教育課程に反映するとともに教育活動を充実させている。

以上のことから、本学は「基準 6. 内部質保証」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 地域スポーツ・健康活動への貢献

A-1-① 地域におけるスポーツ・健康活動「ウェルネススポーツアカデミー」事業の展開

A-1-② 地域スポーツ支援ボランティア活動

A-1-③ 地域行政との協働支援活動

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域におけるスポーツ・健康活動「ウェルネススポーツアカデミー」事業の展開

本学は、平成 24（2012）年の開学と共に 8 月 1 日、本学の所在地である茨城県利根町との間に、町の活性化と大学教育の向上を図り相互の発展を目指す「利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書」、また、災害時に大学の施設が利用出来る「避難所施設利用に関する協定書」を締結した。

「利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書」に基づき、開学以来立ち上げ実施してきたジュニアクラブ、サークル教室等を、平成 29（2017）年 4 月に体系化し「ウェルネススポーツアカデミー」とした。このアカデミーは、学生の学びの場が大学内に留まらず、地域のイベントに参加することにより、実際のある場を通して企画、立案、運営等のスポーツプロモーションを学ぶと共に、子供から高齢者に対する処遇や指導法を身に付ける重要な場とし、また併せて地域の社会貢献を目指すものとした。

図 A-1-1 地域におけるスポーツ・健康活動「ウェルネススポーツアカデミー」事業展開の体系図



公開講座

利根町との協働により、毎年定期的に年間 1～2 回の公開講座を実施している。

表 A-1-1 公開講座実施内容

| 実施月 | タイトル | 講師 | 参加者数 |
|-----------------------------------|--|-----------------|------|
| 令和 2 年度 (令和 3 年 3 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・【講義】新型コロナウイルス感染症について (運動と免疫) ・【実技】自宅でも実施できる椅子を使った簡易筋力トレーニングについて | 石田 良恵 (本学教授) | 15 人 |
| 令和 3 年度 (令和 4 年 3 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・【講義】運動と免疫力、免疫細胞の活性化、筋肉量と健康寿命の関係、骨粗鬆症について ・【実技】椅子を使った簡単な筋力トレーニング | 石田 良恵 (本学教授) | 11 人 |
| 令和 4 年度 第 1 回 (令和 4 年 10 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・【講義】運動と免疫力、骨粗しょう症、歩くスピードを維持することの重要性 ・【実技】椅子を使った簡単な筋力トレーニング、体力測定等 | 石田 良恵 (本学講師) | 9 人 |
| 令和 4 年度 第 2 回 (令和 5 年 3 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・【講義】 <ul style="list-style-type: none"> ①運動による高齢者の筋肉量維持は不可欠であること ②筋肉づくりに必要な栄養素 ・【実技】椅子を使った簡単な筋力トレーニング、体力測定等 | 石田 良恵 (本学講師) | 9 人 |
| 令和 5 年度 (令和 6 年 3 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・【講義】健康長寿のカギは毎日の歩数！！～理想的な歩き方を身につけましょう～ ・【実技】実際に良い歩き方やストレッチについて | 石田 良恵 (本学講師) | 20 人 |



(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の所在地である茨城県利根町は、かつては東京のベットタウンとして発展したが、現在、利根町は、65歳以上の高齢者が人口の約4割を占めており、茨城県内に於いても代表的な高齢者の多い人口減少地域（過疎）の町となっている。そこで本学と本学のある利根町が連携し「利根町居住の高齢者が健康寿命伸ばし、豊かな生涯をめざす」をテーマに大学スタッフ、学生、住民がそれぞれの立場から検討し、この停滞している利根町を活性化し、住民が健康でいきいきと人生を謳歌するウェルネスタウンを構築する為に、本学と町が連携し、「ウェルネスライフ」の創造を目指すコミュニティ活動を提案していく。

さらに、本学の個性であるスポーツプロモーションの教育・研究のニーズを利根町のニーズに的確に合わせることにより、「町おこし」の兆しが以前より見られている。学生にも地域活性化への支援の方策が芽生えている。このことにより、茨城県利根町と近隣地域を含む「町おこし」の一助として将来に向け持続可能な発展が期待できる。

エビデンス（資料編）

【資料 A-1-1】 利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書

【資料 A-1-2】 避難所施設利用に関する協定書

【基準 A の自己評価】

スポーツプロモーションに重点を置いた教育・研究を実施している本学の教職員や学生にとって、利根町の人・歴史・文化・自然に身をもって触れることで、より深い地域とのつながりを得ることができている。特に、利根町と本学により共同企画したイベントや観光事業への参加およびボランティア活動、公開講座の実施は、教室内の机上で知識を獲得する以上に実り多き財産となっている。

利根町も大学も足りていないパーツ（若い力や高齢者の経験）を相互協力により埋めていくことで、地域との良い関係を構築すると共に、将来、持続可能で現実的な発展が期待できる。

以上のことから、本学は「基準 A. 地域連携と社会貢献」を満たしている。

V. 特記事項

1. 地域運動部活動推進事業への支援活動

本学では、2022年10月より地元自治体と連携した「地域運動部活動推進事業」に取り組んでいる。本事業は地元中学校部活動の地域移行の取り組みとして「すぽかるとね」の名称で行われており、本学学生は各種目の地域指導者をサポートする役割を担っている。

実施に際して地元自治体において発足した検討委員会には、本学職員1名も委員として委嘱され本事業に参画しており、地域支援のための連携事業として継続的に実施している。

尚、年度ごとの活動の状況は以下の通りである。

| 年度 | 部活動種目 | 活動日数 (総数) | 派遣学生数 (実数) |
|--------------|--------------------------------|--------------|---------------|
| 2022 | 野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール | 10日 | 70人 |
| 2023 | 野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、サッカー | 28日 | 84人 |
| 2024 (予定) | 野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、サッカー | 36日 | 98人 |

2. 国連アカデミック・インパクト加盟とSDGsへの取り組み

本学は、2022年2月より国連アカデミック・インパクトに加盟し活動を行っている。国連アカデミック・インパクト参加が、より多くの学生にとってグローバルで公平な視野を持つきっかけとなるよう、コロナ禍における外国人留学生の受け入れだけでなく、日本においても可能な国際交流活動やSDGsの促進など、グローバルな社会貢献を推進していく。オリンピックの輩出、日本健康・スポーツ教育学会の運営やシンポジウム、子ども食堂へのボランティア活動、スポーツを通じた全世代交流などを社会に貢献する取り組みを企画している。

本学の「取り組む原則」

原則1：国連憲章の原則を推進し、実現する

原則3：性別、人種、宗教、民族を問わず、全ての人に教育の機会を提供する

原則4：高等教育に必要とされるスキル、知識を習得する機会を全ての人に提供する

原則5：世界各国の高等教育制度において、能力を育成する

原則8：貧困問題に取り組む

原則9：持続可能性を推進する

直近の活動内容

| 年月 | 部活内容 | 活動内容の詳細 |
|---------|--------------|-------------------------|
| 2024年4月 | ルクセンブルク大使館訪問 | ルクセンブルクと日本の友好交流を実施 |
| 2024年2月 | 映画「カムイのうた」鑑賞 | アイヌ文化伝承者をモデルに制作された映画の鑑賞 |
| 2023年3月 | 献血活動 | 学生等による献血への協力 |

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|---|-------------------|
| 第 83 条 | ○ | 学則第 1 条において目的を定めている。 | 1-1 |
| 第 85 条 | ○ | 学則第 4 条において学部学科の設置を定めている。 | 1-2 |
| 第 87 条 | ○ | 学則第 17 条において修業年限を定めている。 | 3-1 |
| 第 88 条 | ○ | 学則第 18 条において入学前の既修得単位等の認定について定めている。 | 3-1 |
| 第 89 条 | — | 修業年限未満での卒業を認めていないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 90 条 | ○ | 学則第 20 条において入学資格を定めている。 | 2-1 |
| 第 92 条 | ○ | 学則第 3 章において教職員の組織を定めている。 | 3-2 4-1 4-2 |
| 第 93 条 | ○ | 学則第 4 章において教授会を定めている。 | 4-1 |
| 第 104 条 | ○ | 学則第 40 条において学位の授与を定めている。 | 3-1 |
| 第 105 条 | — | 該当課程を編成していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 108 条 | — | 短期大学を設置していないため、該当なし。 | 2-1 |
| 第 109 条 | ○ | 学則第 2 条において自己点検及び評価を定め、自己点検評価報告書を大学 HP で公表している。 | 6-2 |
| 第 113 条 | ○ | 教育研究活動等の状況について大学 HP で公表している。 | 3-2 |
| 第 114 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学組織及び事務分掌規程」に定めている。 | 4-1 4-3 |
| 第 122 条 | ○ | 学則第 25 条において高等専門学校卒業者の編入学を定めている。 | 2-1 |
| 第 132 条 | ○ | 学則第 25 条において専修学校専門課程修了者の編入学を定めている。 | 2-1 |

学校教育法施行規則

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-------|----------|---|------------|
| 第 4 条 | ○ | 学則第 6 章、第 7 章に「修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項」、学則第 4 条、第 5 条に「部科及び課程の組織に関する事項」、学則第 26 条、第 27 条に「教育課程及び授業日時数に関する事項」、学則第 31 条、第 32 条に「学習の評価及び課程修了の認定に関する事項」、学則第 5 条、第 12 条に「収容定員及び職員組織に関する事項」、学則第 8 章、第 33 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条に「入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項」、学則第 13 章に「授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項」、 | 3-1 3-2 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | | |
|-----------------|---|--|---------------------------------|
| | | 学則第 12 章に「賞罰に関する事項」を定めている。尚、「寄宿舎に関する事項」については学則を準用する。 | |
| 第 24 条 | ○ | 学生の成績等を適切に管理している。 | 3-2 |
| 第 26 条 第 5 項 | ○ | 学則第 42 条において学生の懲戒を定めている。 | 4-1 |
| 第 28 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学文書取扱規程」、「日本ウェルネススポーツ大学組織及び事務分掌規程」において定め、関係部署において保存している。 | 3-2 |
| 第 143 条 | — | 代議員会を設置していないため、該当なし。 | 4-1 |
| 第 146 条 | ○ | 学則第 18 条において入学前の既修得単位等の認定について定めている。 | 3-1 |
| 第 147 条 | — | 修業年限未満での卒業を認めていないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 148 条 | — | 修業年限 4 年を超える学部を設置していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 149 条 | — | 修業年限未満での卒業を認めていないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 150 条 | ○ | 学則第 20 条において入学資格を定めている。 | 2-1 |
| 第 151 条 | — | 該当制度を導入していないため、該当なし。 | 2-1 |
| 第 152 条 | — | 該当制度を導入していないため、該当なし。 | 2-1 |
| 第 153 条 | — | 該当制度を導入していないため、該当なし。 | 2-1 |
| 第 154 条 | — | 該当制度を導入していないため、該当なし。 | 2-1 |
| 第 161 条 | ○ | 学則第 25 条において短期大学卒業者の編入学を定めている。 | 2-1 |
| 第 162 条 | ○ | 学則第 25 条において入学資格を定めている。 | 2-1 |
| 第 163 条 | ○ | 学則第 15 条において学年の始期及び終期を定めている。 | 3-2 |
| 第 163 条の 2 | ○ | 学則第 52 条において科目等履修を定めている。 | 3-1 |
| 第 164 条 | — | 特別の課程を設置していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 165 条の 2 | ○ | 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めて本学ホームページで公表している。学生には学生ガイドブックで周知している。 | 1-2 2-1 3-1 3-2 6-3 |
| 第 166 条 | ○ | 学則第 2 条において自己点検評価について定め、「日本ウェルネススポーツ大学自己点検・評価委員会規程」において体制および点検・評価の内容等について定めている。 | 6-2 |
| 第 172 条の 2 | ○ | 教育研究上の目的、3つのポリシー、教育研究活動等の状況について、大学 HP で公表している。 | 1-2 2-1 3-1 3-2 5-1 |
| 第 173 条 | ○ | 学則第 40 条において学位の授与を定めている。 | 3-1 |
| 第 178 条 | ○ | 学則第 25 条において高等専門学校卒業者の編入学を定めている。 | 2-1 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | | |
|---------|---|------------------------------------|-----|
| 第 186 条 | ○ | 学則第 25 条において専修学校専門課程修了者の編入学を定めている。 | 2-1 |
|---------|---|------------------------------------|-----|

大学設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------------------|----------|---|---|
| 第 1 条 | ○ | 学校教育法その他の関係法令を遵守し、大学設置基準を最低基準とした向上に努めている。 | 6-2 6-3 |
| 第 2 条 | ○ | 学則第 1 条において教育研究上の目的を定めている。 | 1-1 1-2 |
| 第 2 条の 2 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学入試委員会規程」、「日本ウェルネススポーツ大学入学者選抜規程」において定め、公正かつ適切な方法により実施している。 | 2-1 |
| 第 3 条 | ○ | 学部は教育研究上適当な規模内容であり、教育研究実施組織、教員数についても大学設置基準を遵守し適当である。 | 1-2 |
| 第 4 条 | ○ | 学則第 4 条において学部・学科を、学則第 5 条において教育研究上の目的を定めている。 | 1-2 |
| 第 5 条 | ○ | 学則第 5 条において通学課程と通信教育課程を設置している。 | 1-2 |
| 第 6 条 | — | 学部以外の基本組織を設置していないため、該当なし。 | 1-2 3-2 4-2 |
| 第 7 条 | ○ | 学則第 3 章において教職員の組織を定め、教員及び事務職員からなる組織体としている。 | 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3 |
| 第 8 条 | ○ | 主要授業科目は主に専任教員が担当している。 | 3-2 4-2 |
| 第 9 条 | — | 授業を担当しない教員は配置していないため、該当なし。 | 3-2 4-2 |
| 第 10 条 (旧第 13 条) | ○ | 専任教員数は基準数を確保している。 | 3-2 4-2 |
| 第 11 条 | ○ | 運営法人と連携した全学的な FD・SD 研修体制を整備して定期的な研修を行っている。 | 3-2 3-3 4-2 4-3 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | | |
|-----------|---|---|------------|
| 第 12 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学学長選考規程」において定めている。 | 4-1 |
| 第 13 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学教員の採用及び昇任規程」において定めている。 | 3-2 4-2 |
| 第 14 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学教員の採用及び昇任規程」において定めている。 | 3-2 4-2 |
| 第 15 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学教員の採用及び昇任規程」において定めている。 | 3-2 4-2 |
| 第 16 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学教員の採用及び昇任規程」に定めている。 | 3-2 4-2 |
| 第 17 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学教員の採用及び昇任規程」に定めている。 | 3-2 4-2 |
| 第 18 条 | ○ | 学則第 5 条において収容定員を定めている。 | 2-1 |
| 第 19 条 | ○ | 学則第 9 章において教育課程を定め、カリキュラム・ポリシーに基づき授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。 | 3-2 |
| 第 19 条の 2 | — | 連携開設科目を開設していないため、該当なし。 | 3-2 |
| 第 20 条 | ○ | 学則第 26 条において授業科目の区分を定め、必修科目、選択科目に分け各年次に配当して編成している。 | 3-2 |
| 第 21 条 | ○ | 学則第 27 条において単位数の基準を定めている。 | 3-1 |
| 第 22 条 | ○ | 学則第 15 条において 1 年間の授業期間を定めている。 | 3-2 |
| 第 23 条 | ○ | 学則第 15 条、「日本ウェルネススポーツ大学履修規程」において定め、学生ガイドブックで周知している。 | 3-2 |
| 第 24 条 | ○ | 授業を行う学生数は、履修学生数と講義室の調整により、教育効果を十分にあげられるよう適切に対応している。 | 2-5 |
| 第 25 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学履修規程」において授業の方法を定めている。 | 2-2 3-2 |
| 第 25 条の 2 | ○ | 学則第 31 条において成績評価を定め、シラバスに授業計画、成績評価方法・基準等を明示している。 | 3-1 |
| 第 26 条 | ○ | 昼夜開講制を行っていないため、該当なし。 | 3-2 |
| 第 27 条 | ○ | 学則第 29 条において単位の認定方法を定めている。 | 3-1 |
| 第 27 条の 2 | ○ | 学則第 28 条において履修上限を定めている。 | 3-2 |
| 第 27 条の 3 | — | 連携開設科目を開設していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 28 条 | ○ | 学則第 18 条において他大学等において修得した単位について定めている。 | 3-1 |
| 第 29 条 | — | 大学以外の教育施設等における学修については定めていない。 | 3-1 |
| 第 30 条 | ○ | 学則第 18 条において他大学等において修得した単位について定めている。 | 3-1 |
| 第 30 条の 2 | — | 長期にわたる教育課程の履修制度を設けてないため、該当なし。 | 3-2 |
| 第 31 条 | ○ | 学則第 52 条において科目等履修を定めている。 | 3-1 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | | |
|------------|---|---|------------|
| | | | 3-2 |
| 第 32 条 | ○ | 学則第 32 条において卒業要件を定めている。 | 3-1 |
| 第 33 条 | — | 授業時間制度を設置していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 34 条 | ○ | 校地は、教育にふさわしい環境を持ち、自然豊かで学生が休息・交流等に利用できる場所もキャンパスの各所にある。 | 2-5 |
| 第 35 条 | ○ | 運動施設として、運動場（グラウンド）、体育館、演習室（トレーニングセンター他）を設けている。 | 2-5 |
| 第 36 条 | ○ | 校舎等の施設は適切に備えている。 | 2-5 |
| 第 37 条 | ○ | 大学設置基準を上回る校地面積を有している。 | 2-5 |
| 第 37 条の 2 | ○ | 大学設置基準を上回る校舎面積を有している。 | 2-5 |
| 第 38 条 | ○ | 図書館については基準に掲げる環境をすべて整備している。 | 2-5 |
| 第 39 条 | ○ | 体育に関する学部又は学科を置き、教育研究に必要な施設を備えている。 | 2-5 |
| 第 39 条の 2 | — | 薬学部を設置していないため、該当なし。 | 2-5 |
| 第 40 条 | ○ | 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。 | 2-5 |
| 第 40 条の 2 | — | 該当なし。 | 2-5 |
| 第 40 条の 3 | ○ | 教育研究にふさわしい教育研究経費、環境を整備している。 | 2-5 4-4 |
| 第 40 条の 4 | ○ | 本学の校名、学部学科の名称は、本学の特色や専門性を明確に示した名称である。 | 1-1 |
| 第 41 条 | — | 学部等連係課程実施基本組織を設置していないため、該当なし。 | 3-2 |
| 第 42 条 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 1-2 |
| 第 42 条の 2 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 2-1 |
| 第 42 条の 3 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 4-2 |
| 第 42 条の 4 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 3-2 |
| 第 42 条の 5 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 4-1 |
| 第 42 条の 6 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 3-2 |
| 第 42 条の 7 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 2-5 |
| 第 42 条の 8 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 42 条の 9 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 42 条の 10 | — | 専門職学科を設置していないため、該当なし。 | 2-5 |
| 第 43 条 | — | 共同教育課程を設置していないため、該当なし。 | 3-2 |
| 第 44 条 | — | 共同教育課程を設置していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 45 条 | — | 共同教育課程を設置していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 46 条 | — | 共同教育課程を設置していないため、該当なし。 | 3-2 4-2 |
| 第 47 条 | — | 共同教育課程を設置していないため、該当なし。 | 2-5 |
| 第 48 条 | — | 共同教育課程を設置していないため、該当なし。 | 2-5 |
| 第 49 条 | — | 共同教育課程を設置していないため、該当なし。 | 2-5 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | | |
|-----------|---|-------------------------------|-----|
| 第 49 条の 2 | — | 工学に関する学部を設置していないため、該当なし。 | 3-2 |
| 第 49 条の 3 | — | 工学に関する学部を設置していないため、該当なし。 | 4-2 |
| 第 49 条の 4 | — | 工学に関する学部を設置していないため、該当なし。 | 4-2 |
| 第 58 条 | — | 外国に学部、学科その他の組織を設けていないため、該当なし。 | 1-2 |
| 第 59 条 | — | 該当なし。 | 2-5 |
| 第 61 条 | — | 該当なし。 | 2-5 |
| | | | 3-2 |
| | | | 4-2 |

学位規則

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|----------|----------------------------|------------|
| 第 2 条 | ○ | 学則第 40 条において学位の授与を定めている。 | 3-1 |
| 第 10 条 | ○ | 学則第 40 条において学位の名称を定めている。 | 3-1 |
| 第 10 条の 2 | ○ | 共同教育課程を設置していないため、該当なし。 | 3-1 |
| 第 13 条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学学位規程」を定めている。 | 3-1 |

私立学校法

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|----------|---|------------|
| 第 24 条 | ○ | 本学園は中長期計画に基づいた主体的な運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。 | 5-1 |
| 第 26 条の 2 | ○ | 寄附行為第 12 条において役員の報酬を定めている。 | 5-1 |
| 第 33 条の 2 | ○ | 寄附行為第 37 条において財産目録等の備付け及び閲覧を定め、HP にも公開している。 | 5-1 |
| 第 35 条 | ○ | 寄附行為第 5 条において役員を定めている。 | 5-2 5-3 |
| 第 35 条の 2 | ○ | 寄附行為第 14 条において業務の決定の委任を定めている。 | 5-2 5-3 |
| 第 36 条 | ○ | 寄附行為第 13 条において理事会を定めている。 | 5-2 |
| 第 37 条 | ○ | 寄附行為第 15 条から 18 条において役員の職務等を定めている。 | 5-2 5-3 |
| 第 38 条 | ○ | 寄附行為第 6 条に理事の選任、第 7 条に監事の選任を定めている。 | 5-2 |
| 第 39 条 | ○ | 寄附行為第 7 条において監事の兼職の禁止を定めている。 | 5-2 |
| 第 40 条 | ○ | 寄附行為第 10 条において役員の補充を定めている。 | 5-2 |
| 第 41 条 | ○ | 寄附行為第 20 条において評議員会を定めている。 | 5-3 |
| 第 42 条 | ○ | 寄附行為第 21 条において諮問事項を定めている。 | 5-3 |
| 第 43 条 | ○ | 寄附行為第 22 条において評議員会の意見具申等を定めている。 | 5-3 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | | |
|-----------|---|--|-------------------|
| 第 44 条 | ○ | 寄附行為第 23 条において評議員の選任を定めている。 | 5-3 |
| 第 44 条の 2 | ○ | 学校法人に対する役員の損害賠償責任について周知するとともに、寄附行為第 49 条において責任の免除を、第 50 条において責任限定契約を定めている。 | 5-2 5-3 |
| 第 44 条の 3 | ○ | 第三者に対する役員の損害賠償責任について周知するとともに遵守している。 | 5-2 5-3 |
| 第 44 条の 4 | ○ | 役員の連帯責任について周知するとともに遵守している。 | 5-2 5-3 |
| 第 44 条の 5 | ○ | 寄附行為第 49 条、第 50 条において、一般社団・財団法人法の規定の準用を定めている。 | 5-2 5-3 |
| 第 45 条 | ○ | 寄附行為第 44 条において寄附行為の変更を定めている。 | 5-1 |
| 第 45 条の 2 | ○ | 寄附行為第 34 条において予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画を定めている。 | 1-2 5-4 6-3 |
| 第 46 条 | ○ | 寄附行為第 36 条において評議員会に対する決算等の報告を定めている。 | 5-3 |
| 第 47 条 | ○ | 寄附行為第 37 条において財産目録等の備付け及び閲覧を定めている。 | 5-1 |
| 第 48 条 | ○ | 寄附行為第 12 条において役員の報酬を定めている。 | 5-2 5-3 |
| 第 49 条 | ○ | 寄附行為第 40 条において会計年度を定めている。 | 5-1 |
| 第 63 条の 2 | ○ | 寄附行為第 38 条において情報の公表を定めている。 | 5-1 |

学校教育法（大学院関係）（該当なし）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 99 条 | | | 1-1 |
| 第 100 条 | | | 1-2 |
| 第 102 条 | | | 2-1 |

学校教育法施行規則（大学院関係）（該当なし）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 155 条 | | | 2-1 |
| 第 156 条 | | | 2-1 |
| 第 157 条 | | | 2-1 |
| 第 158 条 | | | 2-1 |
| 第 159 条 | | | 2-1 |
| 第 160 条 | | | 2-1 |

大学院設置基準（該当なし）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-------|----------|---------|---|
| 第1条 | | | 6-2 6-3 |
| 第1条の2 | | | 1-1 1-2 |
| 第1条の3 | | | 2-1 |
| 第2条 | | | 1-2 |
| 第2条の2 | | | 1-2 |
| 第3条 | | | 1-2 |
| 第4条 | | | 1-2 |
| 第5条 | | | 1-2 |
| 第6条 | | | 1-2 |
| 第7条 | | | 1-2 |
| 第7条の2 | | | 1-2 3-2 4-2 |
| 第7条の3 | | | 1-2 3-2 4-2 |
| 第8条 | | | 2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3 |
| 第9条 | | | 3-2 4-2 |
| 第9条の3 | | | 3-2 3-3 4-2 4-3 |
| 第10条 | | | 2-1 |
| 第11条 | | | 3-2 |
| 第12条 | | | 2-2 3-2 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | | |
|-----------|--|--|--------------------------|
| 第 13 条 | | | 2-2 3-2 |
| 第 14 条 | | | 3-2 |
| 第 14 条の 2 | | | 3-1 |
| 第 15 条 | | | 2-2 2-5 3-1 3-2 |
| 第 16 条 | | | 3-1 |
| 第 17 条 | | | 3-1 |
| 第 19 条 | | | 2-5 |
| 第 20 条 | | | 2-5 |
| 第 21 条 | | | 2-5 |
| 第 22 条 | | | 2-5 |
| 第 22 条の 2 | | | 2-5 |
| 第 22 条の 3 | | | 2-5 4-4 |
| 第 22 条の 4 | | | 1-1 |
| 第 23 条 | | | 1-1 1-2 |
| 第 24 条 | | | 2-5 |
| 第 25 条 | | | 3-2 |
| 第 26 条 | | | 3-2 |
| 第 27 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 28 条 | | | 2-2 3-1 3-2 |
| 第 29 条 | | | 2-5 |
| 第 30 条 | | | 2-2 3-2 |
| 第 30 条の 2 | | | 3-2 |
| 第 31 条 | | | 3-2 |
| 第 32 条 | | | 3-1 |
| 第 33 条 | | | 3-1 |
| 第 34 条 | | | 2-5 |
| 第 34 条の 2 | | | 3-2 |
| 第 34 条の 3 | | | 4-2 |
| 第 42 条 | | | 2-3 |

| | | | |
|--------|--|--|------------|
| 第 43 条 | | | 2-4 |
| 第 45 条 | | | 1-2 |
| 第 46 条 | | | 2-5 4-2 |

専門職大学院設置基準（該当なし）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|----------|----------|---------|---------------------------------|
| 第 1 条 | | | 6-2 6-3 |
| 第 2 条 | | | 1-2 |
| 第 3 条 | | | 3-1 |
| 第 4 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 5 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 5 条の 2 | | | 3-2 3-3 4-2 |
| 第 6 条 | | | 3-2 |
| 第 6 条の 2 | | | 3-2 |
| 第 6 条の 3 | | | 3-2 |
| 第 7 条 | | | 2-5 |
| 第 8 条 | | | 2-2 3-2 |
| 第 9 条 | | | 2-2 3-2 |
| 第 10 条 | | | 3-1 |
| 第 11 条 | | | 3-2 |
| 第 12 条 | | | 3-1 |
| 第 13 条 | | | 3-1 |
| 第 14 条 | | | 3-1 |
| 第 15 条 | | | 3-1 |
| 第 16 条 | | | 3-1 |
| 第 17 条 | | | 1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 |

| | | | |
|--------|--|--|-------------------|
| | | | 4-3 |
| 第 18 条 | | | 1-2 3-1 3-2 |
| 第 19 条 | | | 2-1 |
| 第 20 条 | | | 2-1 |
| 第 21 条 | | | 3-1 |
| 第 22 条 | | | 3-1 |
| 第 23 条 | | | 3-1 |
| 第 24 条 | | | 3-1 |
| 第 25 条 | | | 3-1 |
| 第 26 条 | | | 1-2 3-1 3-2 |
| 第 27 条 | | | 3-1 |
| 第 28 条 | | | 3-1 |
| 第 29 条 | | | 3-1 |
| 第 30 条 | | | 3-1 |
| 第 31 条 | | | 3-2 |
| 第 32 条 | | | 3-2 |
| 第 33 条 | | | 3-1 |
| 第 34 条 | | | 3-1 |
| 第 42 条 | | | 6-2 6-3 |

学位規則（大学院関係）（該当なし）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|---------|------------|
| 第 3 条 | | | 3-1 |
| 第 4 条 | | | 3-1 |
| 第 5 条 | | | 3-1 |
| 第 12 条 | | | 3-1 |

大学通信教育設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-------|----------|---------------------------------------|------------|
| 第 1 条 | ○ | 大学通信教育設置基準その他の関係法令を遵守し、その水準の向上に努めている。 | 6-2 6-3 |
| 第 2 条 | ○ | 学則第 5 条において通信教育課程の設置および学部学科の目的を | 3-2 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | | |
|------|---|--|------------|
| | | 定めている。 | |
| 第3条 | ○ | 「日本ウェルネススポーツ大学履修規程」において授業の方法等を定め、学生ガイドブックにて周知している。 | 2-2 3-2 |
| 第4条 | ○ | 学則第15条において学期を定め適切に行っている。 | 3-2 |
| 第5条 | ○ | 学則第27条において単位数の基準を定めている。 | 3-1 |
| 第6条 | ○ | 学則第32条において卒業の要件を定め、学生ガイドブックにて周知している。 | 3-1 |
| 第7条 | — | 大学以外の教育施設等における学修については定めていない。 | 3-1 |
| 第8条 | — | 基幹教員は配置していないため、該当なし。 | 3-2 4-2 |
| 第9条 | ○ | 校舎等の施設は適切に備えている。 | 2-5 |
| 第10条 | ○ | 校地の面積は適切に備えている。 | 2-5 |
| 第11条 | ○ | 添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するための適当な組織等を設けている。 | 2-2 3-2 |
| 第13条 | ○ | その他必要な事項は、大学設置基準の定めに基づいて整備している。 | 6-2 6-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

| コード | タイトル | 備考 |
|----------|-----------------------------------|------|
| 【共通基礎】 | 認証評価共通基礎データ | |
| 【表 F-1】 | 理事長名、学長名等 | |
| 【表 F-2】 | 附属校及び併設校、附属機関の概要 | |
| 【表 F-3】 | 外部評価の実施概要（該当なし） | 該当なし |
| 【表 2-1】 | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間） | |
| 【表 2-2】 | 研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間） | 該当なし |
| 【表 2-3】 | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間） | |
| 【表 2-4】 | 就職相談室等の状況 | |
| 【表 2-5】 | 就職の状況（過去 3 年間） | |
| 【表 2-6】 | 卒業後の進路先の状況（前年度実績） | |
| 【表 2-7】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） | |
| 【表 2-8】 | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績） | |
| 【表 2-9】 | 学生相談室、保健室等の状況 | |
| 【表 2-10】 | 附属施設の概要（図書館除く） | |
| 【表 2-11】 | 図書館の開館状況 | |
| 【表 2-12】 | 情報センター等の状況 | |
| 【表 3-1】 | 授業科目の概要 | |
| 【表 3-2】 | 成績評価基準 | |
| 【表 3-3】 | 修得単位状況（前年度実績） | |
| 【表 3-4】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数） | |
| 【表 4-1】 | 学部、学科の開設授業科目における専兼比率 | |
| 【表 4-2】 | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別） | |
| 【表 5-1】 | 財務情報の公表（前年度実績） | |
| 【表 5-2】 | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 5-3】 | 事業活動収支計算書関係比率（大学単独） | |
| 【表 5-4】 | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 5-5】 | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） | |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

| コード | タイトル | |
|----------|--|--------------------------|
| | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為（紙媒体） | |
| | 学校法人タイケン学園寄附行為 | |
| 【資料 F-2】 | 大学案内 | |
| | 日本ウェルネススポーツ大学 2025 年度大学案内 | |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則（紙媒体） | |
| | 日本ウェルネススポーツ大学学則 | |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱 | |
| | 2025 年度入学試験要項 通学課程 2025 年度入学試験要項 通信教育課程 | 【資料 F-4-1】 【資料 F-4-2】 |
| 【資料 F-5】 | 学生便覧 | |
| | 令和 6 年度学生ガイドブック（通学課程） | 【資料 F-5-1】 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | |
|-----------|--|---------------|
| | 令和6年度学生ガイドブック（通信教育課程） | 【資料 F-5-2】 |
| 【資料 F-6】 | 事業計画書 | |
| | 令和6年度学校法人タイケン学園事業計画 | |
| 【資料 F-7】 | 事業報告書 | |
| | 令和5年度学校法人タイケン学園事業報告 | |
| 【資料 F-8】 | アクセスマップ、キャンパスマップなど | |
| | 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ（交通アクセス、施設紹介） | |
| 【資料 F-9】 | 法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） | |
| | 学校法人タイケン学園諸規程 | 【資料 F-9-1】 |
| | 日本ウェルネススポーツ大学規程集 | 【資料 F-9-2】 |
| 【資料 F-10】 | 理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 | |
| | 学校法人タイケン学園役員、評議員 | 【資料 F-10-1】 |
| | 理事会・評議員会の開催状況 | 【資料 F-10-2】 |
| 【資料 F-11】 | 決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間） | |
| | 決算書ならびに監事監査報告書（過去5年間） | |
| 【資料 F-12】 | 履修要項、シラバス（電子データ） | |
| | 令和6年度学生ガイドブック（通学課程） | 【資料 F-5-1】 |
| | 令和6年度学生ガイドブック（通信教育課程） | 【資料 F-5-2】と同じ |
| 【資料 F-13】 | 三つのポリシー一覧（策定単位ごと） | |
| | 日本ウェルネススポーツ大学3つのポリシー | |
| 【資料 F-14】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） | |
| | 該当なし | |
| 【資料 F-15】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） | |
| | 該当なし | |

基準1. 使命・目的等

| 基準項目 | | |
|---------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 | | |
| 【資料 1-1-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学学則（第1条）（第5条） | 【資料 F-3】 |
| 【資料 1-1-2】 | 令和6年度学生ガイドブック（P.1） | 【資料 F-5-1】 【資料 F-5-2】 |
| 【資料 1-1-3】 | 日本ウェルネススポーツ大学 2025年度大学案内（P.4） | 【資料 F-2】 |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 | | |
| 【資料 1-2-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学 2025年度大学案内（P.4、13、14） | 【資料 F-2】 |
| 【資料 1-2-2】 | 日本ウェルネススポーツ大学学則（第1条）（第5条） | 【資料 F-3】 |
| 【資料 1-2-3】 | 2024年度フレッシュマン WEEK 予定表 | |
| 【資料 1-2-4】 | 学校法人タイケン学園ホームページ（5か年計画） | |
| 【資料 1-2-5】 | 日本ウェルネススポーツ大学3つのポリシー | 【資料 F-13】と同じ |
| 【資料 1-2-6】 | 令和6年度学生ガイドブック（通学課程）（教育課程等の概要、別添1） | 【資料 F-5-1】 |
| 【資料 1-2-7】 | 令和6年度学生ガイドブック（通信教育課程）（教育課程等の概要、別添1） | 【資料 F-5-2】 |
| 【資料 1-2-8】 | 2024年度委員会人員配置 | |

基準2. 学生

| 基準項目 | | |
|------|----------------|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | |
|-------------------|---|----------------|
| 2-1. 学生の受入れ | | |
| 【資料 2-1-1】 | 2025 年度入学試験要項 通学課程 (P.2) | 【資料 F-4-1】 |
| 【資料 2-1-2】 | 2025 年度入学試験要項 通信教育課程 (P.2) | 【資料 F-4-2】 |
| 【資料 2-1-3】 | 日本ウェルネススポーツ大学学則 (第 20 条) | 【資料 F-3】 |
| 【資料 2-1-4】 | 日本ウェルネススポーツ大学入学者選抜規程 | |
| 【資料 2-1-5】 | 学校法人タイケン学園グループ内部進学応援制度 | |
| 2-2. 学修支援 | | |
| 【資料 2-2-1】 | 令和 6 年度学生ガイドブック (通学課程) (P.15) | 【資料 F-5-1】 |
| 【資料 2-2-2】 | 令和 6 年度学生ガイドブック (通信教育課程) (P.23~25,163 ~) | 【資料 F-5-2】 |
| 【資料 2-2-3】 | 2024 年度フレッシュマン WEEK 予定表 | 【資料 1-2-3】 と同じ |
| 【資料 2-2-4】 | 進級ガイダンスのご案内 | |
| 【資料 2-2-5】 | 2024 年度オフィスアワー一覧 | |
| 【資料 2-2-6】 | 日本ウェルネススポーツ大学学生懲戒規程 | |
| 2-3. キャリア支援 | | |
| 【資料 2-3-1】 | 令和 6 年度学生ガイドブック (通学課程) (教育課程等の概要、別添 1) | 【資料 F-5-1】 |
| 【資料 2-3-2】 | 2023・2024 年キャリアセンター年間スケジュール表 | |
| 【資料 2-3-3】 | 2024 年度フレッシュマン WEEK 予定表 | 【資料 1-2-3】 と同じ |
| 【資料 2-3-4】 | 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ (キャリアサポート体制) | |
| 2-4. 学生サービス | | |
| 【資料 2-4-1】 | 学生相談室の利用について | |
| 【資料 2-4-2】 | 令和 6 年度学生ガイドブック (通学課程) (P.15) | 【資料 F-5-1】 |
| 【資料 2-4-3】 | 令和 6 年度学生ガイドブック (通信教育課程) (P.23~25) | 【資料 F-5-2】 |
| 【資料 2-4-4】 | 2025 年度入学試験要項 通学課程 (P.5、6) | 【資料 F-4-1】 |
| 【資料 2-4-5】 | 2025 年度入学試験要項 通信教育課程 (P.5、6) | 【資料 F-4-2】 |
| 【資料 2-4-6】 | 日本ウェルネススポーツ大学履修規程 (第 20 条) | |
| 2-5. 学修環境の整備 | | |
| 【資料 2-5-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ (交通アクセス、施設紹介) | 【資料 F-8】 と同じ |
| 【資料 2-5-2】 | 図書館利用案内 | |
| 【資料 2-5-3】 | 建物の耐震化率 | |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 | | |
| 【資料 2-6-1】 | 2024 年度フレッシュマン WEEK 予定表 | 【資料 1-2-3】 と同じ |
| 【資料 2-6-2】 | 進級ガイダンスのご案内 | 【資料 2-2-4】 と同じ |
| 【資料 2-6-3】 | 【全学生】学生相談 (学生相談室・オフィスアワーの利用、その他) について (学生ポータルサイト掲載資料) | |

基準 3. 教育課程

| 基準項目 | | |
|---------------------|---|--------------------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 | | |
| 【資料 3-1-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学 2025 年度大学案内 (P.4) | 【資料 F-2】 |
| 【資料 3-1-2】 | 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ (スポーツ発展への新しい概念 スポーツプロモーションとは) | |
| 【資料 3-1-3】 | 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ (ディプロマ・ポリシー) | |
| 【資料 3-1-4】 | 令和 6 年度学生ガイドブック (表紙次頁、P.1) | 【資料 F-5-1】 【資料 F-5-2】 |
| 【資料 3-1-5】 | 日本ウェルネススポーツ大学学則 (第 29~32 条) | 【資料 F-3】 |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | |
|-----------------|---|------------|
| 【資料 3-1-6】 | 令和 6 年度学生ガイドブック（通学課程）（P.7、8、10） | 【資料 F-5-1】 |
| 【資料 3-1-7】 | 令和 6 年度学生ガイドブック（通信教育課程）（P.7、8、10） | 【資料 F-5-2】 |
| 【資料 3-1-8】 | 日本ウェルネススポーツ大学 G P A 制度に関する規程 | |
| 3-2. 教育課程及び教授方法 | | |
| 【資料 3-2-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー） | |
| 【資料 3-2-2】 | カリキュラムマップ・履修モデル | |
| 【資料 3-2-3】 | 令和 6 年度学生ガイドブック（通学課程）（教育課程等の概要、別添 1） | 【資料 F-5-1】 |
| 【資料 3-2-4】 | 令和 6 年度学生ガイドブック（通信教育課程）（教育課程等の概要、別添 1） | 【資料 F-5-2】 |
| 3-3. 学修成果の点検・評価 | | |
| 【資料 3-3-1】 | 教員評価アンケート用紙 | |
| 【資料 3-3-2】 | 日本健康・スポーツ教育学会 10 周年記念学術大会日程表、プログラム、発表内容要旨 | |

基準 4. 教員・職員

| 基準項目 | | |
|-------------------|---|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 4-1. 教学マネジメントの機能性 | | |
| 【資料 4-1-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学学長選考規程（第 2 条） | |
| 【資料 4-1-2】 | 日本ウェルネススポーツ大学教授会規程 | |
| 【資料 4-1-3】 | 日本ウェルネススポーツ大学委員会規程 | |
| 【資料 4-1-4】 | 日本ウェルネススポーツ大学組織及び事務分掌規程 | |
| 4-2. 教員の配置・職能開発等 | | |
| 【資料 4-2-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学教員の採用及び昇任規程 | |
| 【資料 4-2-2】 | FD 研修会の実施状況 | |
| 【資料 4-2-3】 | FD 研修会のテキスト | |
| 【資料 4-2-4】 | FD 研修会授業評価シート結果 | |
| 【資料 4-2-5】 | FD 研修会アンケート調査結果 | |
| 4-3. 職員の研修 | | |
| 【資料 4-3-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学組織及び事務分掌規程 | 【資料 4-1-4】と同じ |
| 【資料 4-3-2】 | 学校法人タイケン学園 SD 研修実施状況 | |
| 【資料 4-3-3】 | FD 研修会の実施状況 | 【資料 4-2-2】と同じ |
| 4-4. 研究支援 | | |
| 【資料 4-4-1】 | 日本健康・スポーツ教育学会 10 周年記念学術大会日程表、プログラム、発表内容要旨 | 【資料 3-3-2】と同じ |
| 【資料 4-4-2】 | 教育研究フォーラム執筆要項 | |
| 【資料 4-4-3】 | 教育研究フォーラム 2024 年 3 月号通号 13 号 (ISSN-1884-3905) | |

基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目 | | |
|----------------|-------------------------------------|---------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 | | |
| 【資料 5-1-1】 | 学校法人タイケン学園寄附行為 | 【資料 F-1】と同じ |
| 【資料 5-1-2】 | 学校法人タイケン学園組織規程 | |
| 【資料 5-1-3】 | 学校法人タイケン学園公益通報等に関する規程 | |
| 【資料 5-1-4】 | 学校法人タイケン学園ホームページ（5 か年計画） | 【資料 1-2-4】と同じ |
| 【資料 5-1-5】 | 学校法人タイケン学園セクシュアル・ハラスメントの防止と解決に関する規程 | |

日本ウェルネススポーツ大学

| | | |
|----------------------|--|-----------------|
| 【資料 5-1-6】 | 日本ウェルネススポーツ大学ハラスメント対策指針 | |
| 【資料 5-1-7】 | 避難所施設利用に関する協定書 | |
| 5-2. 理事会の機能 | | |
| 【資料 5-2-1】 | 学校法人タイケン学園寄附行為（第 3 条、第 5 条） | 【資料 F-1】 |
| 【資料 5-2-2】 | 学校法人タイケン学園役員、評議員 | 【資料 F-10-1】 と同じ |
| 【資料 5-2-3】 | 理事会、評議員会の開催状況 | 【資料 F-10-2】 と同じ |
| 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック | | |
| 【資料 5-3-1】 | 学校法人タイケン学園寄附行為（第 5 条、第 7 条、第 18 条、第 20 条、23 条） | 【資料 F-1】 |
| 【資料 5-3-2】 | 学校法人タイケン学園役員、評議員 | 【資料 F-10-1】 と同じ |
| 【資料 5-3-3】 | 理事会、評議員会の開催状況 | 【資料 F-10-2】 と同じ |
| 【資料 5-3-4】 | 監事の職務執行状況 | |
| 5-4. 財務基盤と収支 | | |
| 【資料 5-4-1】 | 学校法人タイケン学園ホームページ（5 か年計画） | 【資料 1-2-4】 と同じ |
| 【資料 5-4-2】 | 決算書ならびに監事監査報告書（過去 5 年間） | 【資料 F-11】 と同じ |
| 5-5. 会計 | | |
| 【資料 5-5-1】 | 学校法人タイケン学園経理規程 | |
| 【資料 5-5-2】 | 学校法人タイケン学園固定資産及び物品管理規程 | |
| 【資料 5-5-3】 | 決算書ならびに監事監査報告書（令和 5（2023）年度） | |

基準 6. 内部質保証

| 基準項目 | | |
|-----------------------|------------------------|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 6-1. 内部質保証の組織体制 | | |
| 【資料 6-1-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学内部質保証方針 | |
| 【資料 6-1-2】 | 日本ウェルネススポーツ大学組織図 | |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 | | |
| 【資料 6-2-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学委員長会議実施要項 | |
| 【資料 6-2-2】 | 日本ウェルネススポーツ大学委員長会議資料 | |
| 6-3. 内部質保証の機能性 | | |
| 【資料 6-3-1】 | 日本ウェルネススポーツ大学委員会実施状況 | |

基準 A. 地域連携と社会貢献

| 基準項目 | | |
|----------------------|------------------------------|----------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| A-1. 地域スポーツ・健康活動への貢献 | | |
| 【資料 A-1-1】 | 利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書 | |
| 【資料 A-1-2】 | 避難所施設利用に関する協定書 | 【資料 5-1-7】 と同じ |

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。